周防大島町人権施策推進指針

（案）

令和８年（2026 年）　月

周防大島町

目　次

第１章 指針の策定にあたって ―――――――――――――――――――― １
　１　人権の概念 ―――――――――――――――――――――――――――― １
　２　指針策定の趣旨と背景 ―――――――――――――――――――――― ２
第２章 人権をめぐる状況と課題 ―――――――――――――――――― １
　１　世界の人権の動向 ―――――――――――――――――――――――― １
　２　国の動向 ―――――――――――――――――――――――――――― ２
　３　県の動向 ―――――――――――――――――――――――――――― ２
　４　本町の取組 ―――――――――――――――――――――――――― ３
　５　人権課題 ―――――――――――――――――――――――――――― ４
第３章 指針の基本理念 ―――――――――――――――――――――― ６
　１　基本理念 ―――――――――――――――――――――――――――― ６
　２　重点項目（３つのキーワード） ―――――――――――――――― ７
第４章　施策の推進 ―――――――――――――――――――――――― ８
　１　人権を尊重した行政の推進 ―――――――――――――――――― ８
　２　人権教育及び人権啓発の推進 ―――――――――――――――― ８
　３　相談・支援体制の充実 ―――――――――――――――――――― １０
　４　分野別施策の推進 ―――――――――――――――――――――― １１
　　○男女共同参画に関する問題 ―――――――――――――――― １１
　　○子どもの問題 ―――――――――――――――――――――――― １１
　　○高齢者問題 ―――――――――――――――――――――――― １２
　　○障害のある人の問題 ―――――――――――――――――――― １３
　　○部落差別（同和問題） ―――――――――――――――――― １３
　　○外国人問題 ―――――――――――――――――――――――― １４
　　○罪や非行を犯した人の問題 ―――――――――――――――― １４
　　○犯罪被害者と家族の問題 ―――――――――――――――― １５
　　○環境問題 ―――――――――――――――――――――――― １６
　　○インターネットにおける問題 ―――――――――――――― １６
　　○プライバシーの保護 ―――――――――――――――――― １７
　　○拉致問題 ―――――――――――――――――――――――― １７
　　○インフォームド・コンセントの推進 ―――――――――― １７
　　○感染症の問題 ―――――――――――――――――――――― １８
　　○ハンセン病問題 ―――――――――――――――――――― １８
　　○性の多様性に関する問題 ―――――――――――――――― １８
　　○災害発生時に関する問題 ―――――――――――――――― １９

第５章　推進体制 ---------- ２０
１　推進体制 ---------- ２０
２　指針の見直し ---------- ２０

第１章 指針の策定にあたって

１ 人権の概念

基本的人権尊重の原則を定めた世界人権宣言では、第１条で「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっています。

日本国憲法では、基本的人権の保障について「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第 11 条）、「自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」（第 12 条）としています。

また、憲法が保障する人権には「個人の尊重と生命、自由及び幸福追求の権利を尊重する」（第 13 条）、「法の下に平等であつて、差別されない」（第 14 条）、「思想・良心、表現、学問の自由」（第 19 条、第 21 条、第 23 条）や「健康で文化的な生活を送る権利」（第 25 条）などがあります。

さらに、第97条では「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、～中略～現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。

このように、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」といえます。

人権教育・啓発とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、第2条で「人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

２ 指針策定の趣旨と背景

「人権」とは、基本的人権を保障している日本国憲法のもと、すべての人々が生まれながらに持っている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰か

らも侵害されることのない基本的な権利です。

しかしながら、いまだに生命・心身の安全安心にかかわる脅威や不当な差別等の人権侵害は後を絶たず、いじめや虐待、ハラスメントのほか、新型コロナウイルス感染症拡大における感染者やその家族、医療関係者等への誹謗中傷、インターネットの普及によるSNS等での心無い書込みや差別を助長する情報の拡散等、人権が守られていない事象が発生し、社会・経済状況の変化とともに、人権課題も多様化・複雑化しています。

こうした社会情勢、国・県の動向、これまでの本町の取組、令和５年（2023年）に実施した「人権に関する意識調査」等を踏まえ、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともにこれらを総合的に推進し、「すべての人に人権が保障される地域社会」の実現をめざすため、「周防大島町人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定します。

第２章 人権をめぐる状況と課題

１　世界の人権の動向

国際的には、世界を巻き込み、多くの尊い生命が失われ、世界に悲劇と破壊をもたらした二度にわたる世界大戦に対する反省から、国際連合（国連）は、昭和 23 年（1948 年）に「世界人権宣言」を採択しました。以来、国連はこの宣言を具現化するため、昭和 40 年（1965 年）に「人種差別撤廃条約」、昭和 41 年（1966 年）に「国際人権規約」、昭和 54 年（1979 年）に「女子差別撤廃条約」、平成元年（1989 年）に「児童の権利に関する条約」などの人権関係諸条約が採択されました。

また、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることを決議し、人権教育の推進と普及を宣言しました。その精神は、平成 17 年（2005 年）から実施された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。さらに、平成 18 年（2006 年）には「障害者権利条約」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

平成 27 年（2015 年）には、「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」を国際社会共通の理念に、すべての人々の人権の実現をめざすことが示され、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取組が展開されています。

２　国の動向

我が国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。

平成８年（1996 年）12 月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に関する審議が行われ、二つの答申が提出されました。一つは、平成 11 年（1999 年）７月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、もう一つは、平成 13 年（2001 年）５月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

また、平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。さらに、平成 14 年（2002 年）３月には、本法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、令和７年（2025 年）６月には、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が策定されました。

その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。

また、平成 28 年（2016 年）12 月には、SDG s の達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が、令和 2 年（2020 年）10 月には企業活動における人権尊重の促進を図るため、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が策定されました。

近年のインターネット上での権利侵害に対し、迅速な対応ができるよう令和 7 年（2025 年）には、「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。

３　県の動向

山口県においては、平成 14 年（2002 年）に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針となる「山口県人権推進指針」が策定されました。

その後、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢等の変化に対応するため、平成 19 年（2007 年）、平成 24 年（2012 年）、令和６年（2024 年）に改定されました。

この県の指針では、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）の３つのキーワードをもとに、人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

４　本町の取組

本町では、平成 16 年（2004 年）に、人権教育の総合的な取組を推進するため、教育関係機関や企業等との協働による組織として「周防大島町人権教育推進委員会」を設置しました。

また、平成 21 年（2009 年）には、幅広い人権課題への総合的な取組を推進するため、「周防大島町人権施策推進協議会」を設置しました。

その後、令和５年（2023 年）に実施した「人権に関する意識調査」を踏まえ、令和８年（2026 年）　月、「周防大島町人権推進指針」を策定しました。

令和５年（2023 年）に実施した「人権に関する意識調査」の結果によると、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」の割合は 21.3％で、平成 21 年度（2009 年度）の前回調査（21.9％）と比較すると低下しているものの、依然として様々な人権問題が地域社会に存在していることが分かりました。侵害されたと思った内容は、「名誉棄損、侮辱」「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」が最も高く、次いで「プライバシーの侵害」、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」の順となっていました。

人権に関する取組の今後の条件整備では、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」の割合が最も高く、次いで「町民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」、「人権に配慮した行政の推進を図る（人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など）」、「町民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進するイベントや講演会、映画会の開催など」の順となっていました。

また、令和７年度に町職員に対して、さらに令和８年度には町内教職員に対して「人権に関する意識調査」を実施するなど、人権推進に携わる職員等の人権意識調査を実施しました。

５　人権課題

基本的人権は、家庭、地域、職場、学校、施設等のあらゆる場において尊重されなければならないものですが、社会生活の中では次のような人権課題があります。

（１）家庭における課題

子どもや高齢者への虐待防止、家庭内暴力防止等

（２）地域における課題

高齢者や障害者などが安心して快適な生活をするためのハード・ソフト両面における環境整備等

（３）職場における課題

障害者の法定雇用率の達成、男女の賃金や昇進の格差是正、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止等

（４）学校における課題

いじめや体罰の防止、人権教育の推進体制の充実、家庭や地域社会との連携強化等

（５）施設等における課題

施設入所者や利用者に対する身体拘束や心理的虐待の防止等

第３章 指針の基本理念

１　基本理念

令和３年（2021 年）に策定した「第２次周防大島町総合計画」において、「人と自然が響きあう　笑顔あふれる安心のまち　周防大島　～私たちのたのしい　すみたい　いきたい島～」を将来像に掲げています。

その実現に向けた基本目標として「人が元気で活躍するまちづくり」を掲げ、施策の「人権教育の推進」におけるめざす姿として「町民一人ひとりがあらゆる人権問題に対する理解と認識を深め、すべての人の人権が尊重される社会の実現に努める」ことをめざしていきます。

令和５年（2023 年）に実施した「人権に関する意識調査」では、「10 年前と比べて、人権が尊重された町になっている」と回答した人の割合が 16.3%でした。

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しており、継続して人権教育や人権啓発に取り組むため、この指針においては、すべての町民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

基本理念

町民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして

２　重点項目（３つのキーワード）

基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、県との連携を図りながら、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている 21 世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

じゆう （自由）	だれもが人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします **実現に向けて** 町民一人ひとりが自由にものごとを考え、自由の意義を理解し自ら決定していくことが大切です

びょうどう （平等）	だれもが社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします **実現に向けて** 町民一人ひとりが平等に権利を有していることを理解し、お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切です

いのち （生命）	だれもが尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします **実現に向けて** 町民一人ひとりがかけがえのない生命を大切にし、安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切です

第４章　施策の推進

「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして」の実現に向け、諸施策を総合的、計画的に推進します。

１　人権を尊重した行政の推進

町が行うすべての業務は、なんらかの意味で人権にかかわりがあり、人権と無関係の部署はありません。職員一人ひとりが町民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務にあたる必要があります。

このため、町におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

（１）町政の運営にあたっては、町民の人権を尊重するという視点に基づき、行政を推進します。

（２）人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切な接遇など人権に配慮した取組を推進します。

（３）職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。

２　人権教育及び人権啓発の推進

本町は、これまで様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の理念を認識していくための教育と啓発を推進してきましたが、これまでの取組を踏まえ、家庭、地域、職場、学校、施設等のあらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

（１）人権教育の推進

すべての人の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。そのため本町では、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

推進にあたっては、町民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、個人の尊重や生命・自由・幸福追求の権利の尊重、法の下の平等といった、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるよう取り組みます。また、個別の人権課題について

も、基本的人権尊重の様々な視点から課題を捉え、理解を深めていくよう取り組みます。

ア　学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

①　実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。

②　児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。

③　児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ　地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

①　社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するよう支援します。

②　地域社会の実情や課題、町民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

ウ　家庭教育への支援

家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実を図るなど、家庭教育への支援に努めます。

①　学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。

②　家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

（２）人権啓発の推進

町民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、町民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア　基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。

① 様々な人権問題の啓発とあわせ総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。

② 町広報、ホームページ等の広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。

③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 町民の自主的な人権学習の取組を促進するため、学習活動のための必要な情報の提供等に努めます。

ウ 町民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、相談機関の専門性から個別課題を中心とした対応になりがちで、相談機関相互の連携も必要となっています。

このため、町民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

（1）相談体制の充実

ア 行政機関及び人権擁護委員による相談支援体制の充実を図ります。

イ 「人権 110 番」等の専用電話やメール・SNS による相談体制の活用を促進します。

ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能を充実します。

エ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

（2）相談者等への支援の推進

ア 平成 13 年（2001 年）の人権擁護推進審議会の答申に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図ります。

イ 山口県男女共同参画相談センターによる自立支援、児童相談所の家庭援助、成年後見制度の利用促進、障害者の就労支援などの取組について、関係機関等との緊密な連携を図ります。

４　分野別施策の推進

〇男女共同参画に関する問題

現状と課題

国では、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成 27 年（2015 年）に、働く女性や働きたいと希望する女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を実現するために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるとともに、平成 29 年（2017 年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されたほか、令和２年（2020 年）には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の策定が行われました。さらに、同年 12 月には「第５次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、法制面の整備が進められてきました。

山口県では平成 12 年（2000 年）に「山口県男女共同参画推進条例」を施行し、さらに、国の基本法及びこの条例に基づき、平成 14 年（2002 年）には「男女共同参画基本計画」を、令和３年（2021 年）には「第５次男女共同参画基本計画」を策定し、幅広い分野にわたる施策の推進に取り組んでいます。

本町では、平成 18 年３月に「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定し、その後、３度の見直しを行い、男女共同参画社会の実現、女性活躍の推進に向けた施策に取り組んできました。そして、令和８年（2026 年）に、これまでの計画の進捗状況と令和７年度に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果を踏まえた「すおうおおしま男女共同参画プラン（周防大島町男女共同参画基本計画）」を策定しました。この計画の基本理念である、“ともに輝き、みんなが活躍するまち周防大島町～「ありがとう」がつなぐ、みんなの共同参画～” をめざし、町民一人ひとりの輝きと活躍を、町全体の元気につなげていきます。

〇子どもの問題

現状と課題

少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域での家庭の孤立化、インターネットやスマートフォンの急速な普及などにより、近年子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会変化の中で児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、貧困等の子どもの人権に関する問題が深刻化しています。

国は、平成６年（1994 年）に、18 歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的とした「児童の権利に関する条約」を批准して以降、子どもの人権を守るため、いじめ防止の基本的な方針を定めた「いじめ防止対策推進法」

をはじめとして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法)」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春防止法)」など様々な法律の整備、「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法)」の改正などを進めてきました。

山口県では平成 19 年（2007 年）に「子育て文化創造条例」を制定し、また、令和２年（2020 年）に「子育て文化創造条例」の規定に基づく計画として「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定しました。また、平成 26 年（2014 年）に「山口県いじめ防止基本方針」を策定（平成 29 年（2017 年）改定）し、総合的ないじめ対策を推進しています。

本町では、平成 27 年（2015 年）に「周防大島町子ども・子育て支援事業計画」を、令和２年（2020 年）に「周防大島町第２期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども・子育て支援を推進してきました。令和７年（2025 年）からは「周防大島町第３期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに「子ども家庭センター」を開設し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

○高齢者問題

現状と課題

本町では、65 歳以上人口及び高齢化率（全人口に占める 65 歳以上の人口割合）が、増加しており、令和７年（2025 年）の高齢化率は 55.76%となっています。こうした超高齢化の流れのなかで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの基盤強化が重要となっています。また、超高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が予想されるほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、高齢者に対する虐待、介護放棄、さらには、悪徳商法や振り込め詐欺の被害など、高齢者を取り巻く問題は多岐にわたっています。

国では、平成 12 年（2000 年）に介護保険制度を創設し、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められているとともに、平成 18 年（2006 年）に、高齢者の利益・権利を守るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止・養護者支援法)」が施行されました。

県では、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、令和６年（2024 年）に「やまぐち高齢者プラン」が策定されました。

本町では、「高齢となり、たとえ病気であったり、介護が必要な状態となったりしても、住み慣れた家庭や地域で希望と生きがいに満ち、幸せな生活を送る

ことができる地域社会の実現」を目指し、令和６年（2024 年）に「高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画～周防大島町地域包括ケア計画～」を策定しています。

○障害のある人の問題

現状と課題

障害のある人を取り巻く社会環境については、日常生活はもとより、社会参加や働く場の確保の困難さなど、未だに様々な障壁が存在しています。こうした様々な障壁や、偏見・差別を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、必要な情報やサービスを提供し、社会参加や自立の支援を行っていくことが必要です。

国では、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が改正され、平成 24 年（2012 年）には、障害のある人に対する虐待を防ぐため「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。平成 26 年（2014 年）には、障害のある人の権利の実現のための措置等を規定した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、平成 28 年（2016 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

山口県では、令和６年（2024 年）に「やまぐち障害者いきいきプラン」が策定され、障害者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本町では、令和６年（2024 年）に「周防大島町第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が安心して、生きがいをもった生活を地域社会で送ることができるよう、障害者福祉施策の推進に取り組んでいます。

○部落差別（同和問題）

現状と課題

国では、同和対策審議会答申が昭和 40 年（1965 年）に提出され、同和問題の早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識が示されました。昭和 44 年（1969 年）に施行された「同和対策事業特別措置法」に基づき、同和対策事業が進められ、昭和 57 年（1982 年）に「地域改善対策特別措置法」が施行されたことにより、「同和対策」という名称から「地域改善対策」に変更されました。平成 14 年（2002 年）に特別措置法が失効し、特別対策が終了したことにより、教育、就労、産業等の残された課題については、一般対策により対応することとなりました。平成 28 年（2016 年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行し、地方公共団体は、国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体

制の充実を図るとともに、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めることが求められています。

山口県では国の特別措置法終了に合わせ、平成 14 年（2002 年）に同和問題解決のための特別対策を終了し、その後、平成 17 年（2005 年）に「山口県における同和行政・教育のまとめ」が行われました。

本町では、国や県との連携を図りつつ、町民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動に取り組み、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざします。

〇外国人問題

現状と課題

国際化が進展することにより、日本を訪れる外国人や地域社会の中で生活する外国人が増加傾向にあります。言語や文化、宗教等の違いから外国人にかかわる人権問題が生じる中、多様性が受け入れられ、全ての住民が暮らしやすい地域社会づくりが必要となっています。

国では、昭和 54 年（1979 年）に「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約)」を、また平成７年（1995 年）には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を批准し、外国人の基本的人権と自由を保障しています。また、近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となり、平成 28 年（2016 年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法)」が施行されています。

山口県では、「日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県」を基本理念として、令和５年（2023 年）に「山口県多文化共生推進指針」が策定されました。

本町では、地域社会での国際化が進展する中、国籍や民族が異なる人々が、互いの異なる文化や価値観を認め合い、理解と認識を深め合える共生社会の実現に向け、法令等に基づき、施策の推進に努めています。

〇罪や非行を犯した人の問題

現状と課題

罪や非行を犯した人が罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするとき、地域社会において、偏見や差別が存在することで、更生を妨げられたり、人権が損なわれたりすることがあります。また、検挙人員に占める再犯者率も依然として高い水準であり、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

国では、平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年には「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）」が閣議決定されました。

山口県では、平成 31 年（2019 年）に「山口県再犯防止推進計画」を、令和 6 年（2024 年）に「第二次山口県再犯防止推進計画」を策定し、更なる再犯防止の取組を推進されています。

本町では、犯罪をした人が再び犯罪を犯すことなく、立ち直りを支え、社会の一員として再び社会生活を営むことができるよう、令和８年（2026 年）に「周防大島町第二次再犯防止推進計画」を策定し、国や県、関係団体等と連携し、犯罪や非行をした人達への支援を行うとともに、広報・啓発活動の推進に努めています。

○犯罪被害者と家族の問題

現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、犯罪等により、生命、身体、財産等への直接的被害だけでなく、事件に遭ったことで精神的被害を受けたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合もあります。また、捜査や裁判の過程で精神的苦痛を感じたり、さらにはインターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の棄損、報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穏の侵害等、様々な二次的被害が生じる場合もあります。

国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成 16 年（2004 年）に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、令和３年（2021 年）には「第４次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

山口県では、平成 31 年（2019 年）に「山口県再犯防止推進計画」を、令和 6 年（2024 年）に「第二次山口県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進しています。

本町では、平成 28 年（2016 年）に「周防大島町犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進しています。

○環境問題

現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。住民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要となってきています。

山口県では、平成７年（1995 年）に「山口県環境基本条例」を制定するとともに、平成 10 年（1998 年）に「山口県環境基本計画」を策定しました。令和３年（2021 年）には「第４次山口県環境基本計画」を策定し、環境に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本町では、四方を海に囲まれた地形から、プラスチックごみ等による海洋ごみ問題も非常に大きな課題となっています。令和４年（2022 年）には「周防大島町 海ごみゼロ宣言」を実施し、海ごみ問題をはじめとする環境問題に対して、総合的に取組を推進しています。

○インターネットにおける問題

現状と課題

インターネットの急速な普及により、その匿名性を悪用したホームページや SNS 上への誹謗・中傷や差別を助長する表現の掲載、プライバシーに関する情報の無断掲載等が社会問題となっています。また、SNS 上でのいじめやインターネット上への児童ポルノの掲載といった、子どもの人権侵害の問題も発生しています。近年は、AI の発達に伴い、誤った情報による誹謗・中傷やプライバシー侵害も問題になっています。

国では、令和３年（2021 年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行いました。令和６年（2024 年）には、法律の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改め、大規模プラットフォーム事業者に投稿の削除に関し、対応の迅速化と運用状況の透明化の具体的措置を求める制度整備を行いました。

本町では、インターネットによる人権侵害を防ぐため、インターネットに関する正しい知識を身につけ、人権侵害やプライバシーの保護についての正しい理解を深めるよう、教育・啓発の推進に努めます。

○プライバシーの保護

現状と課題

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国では、平成 15 年（2003 年）に「個人情報の保護に関する法律」を制定しました。

山口県では、令和３年（2021 年）の法改正により、法が直接適用されることとなり、令和４年（2022 年）に、法の施行について必要な事項を定めるため「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定しています。

本町では、平成 17 年（2005 年）に「周防大島町個人情報保護条例」を施行し、個人情報の保護を図ってまいりましたが、法律の改正により、令和５年（2023 年）４月１日以降、地方公共団体等が個人情報保護法の対象となったため、当該条例を廃止し、「周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例」を施行し、個人情報の保護を図っています。

○拉致問題

現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかわる国民的問題であり、基本的人権に関わる重要な問題です。

本町では、この問題についての関心と認識を深めることが必要であると同時に、この問題が、在日韓国人・朝鮮人等への差別につながることがないよう、啓発の推進に努めます。

○インフォームド・コンセントの推進

現状と課題

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

本町では、十分な患者への説明・診療情報の提供により、医療従事者と患者との信頼関係が構築され、安心して治療が受けられるよう、啓発の推進に努めます。

○感染症の問題

現状と課題

HIV 感染症等の感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者を始め、感染経路として疑われた関係者等に対する偏見や差別が存在しています。国では、平成 11 年（1999 年）に、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行しました。また、近年では、新型コロナウイルス感染症への様々な差別的取扱いが報告されるなど、新興感染症への対応も課題となっており、令和３年（2021 年）には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行されました。

本町でも、感染症に対する偏見や差別の解消に向けて、平時から感染症についての正しい知識の普及啓発の推進等に努めます。

○ハンセン病問題

現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌の感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病することは極めてまれであり、また、今では、たとえ発病しても有効な治療薬により通院治療で完治します。しかし、わが国のハンセン病対策は、「らい予防法」が廃止されるまで、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

国では、平成 21 年（2009 年）に、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。また、令和元年（2019 年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病の患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消のため取り組みが進められています。

本町でも、ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向けて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発及び正しい情報提供に努めます。

○性の多様性に関する問題

現状と課題

性的指向や性自認を理由として、偏見や差別、さらに性別の区分を前提とした社会生活上の制約を受けること等が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感といった苦しみを感じている人々がいます。性別が「男性」と「女性」で

あることが普通という固定的な考えは、それに当てはまらないマイノリティ（少数者）の人たちに対する偏見、差別の原因となっています。

国では、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、一定の要件を満たすことで、性別の取扱いの変更が可能となりました。令和２年（2020年）には「労働施策総合推進法」の改正（パワハラ防止法）により、性的指向・性自認に関する侮蔑的言動や、アウティング（本人の了解なく性的指向・性自認を他人に教えること）がパワハラに該当するものとされ、防止策を講ずることが事業主の義務となりました。令和５年（2023年）には、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）を施行しました。

山口県では、令和６年（2024年）に「山口県パートナーシップ宣誓制度」が施行されました。

本町でも、性的マイノリティに対する偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくため、周知・啓発の推進に努めます。

〇災害発生時に関する問題

現状と課題

大規模災害が発生した場合には、 被災者の生命、身体、財産に大きな被害が生じるとともに、風評被害や災害転入者へのいじめ、差別等の問題、配慮を要する避難者への支援等、様々な人権問題が発生し、その対応が社会的な課題となっています。大規模災害発生時には、誰もが自分のことで精いっぱいになり、他人を思いやる余裕がなくなり、人権が軽視されるリスクが高まります。

本町では、被災者の方の気持ちを理解し、その心に寄り添い、すべての人の人権が適切に守られるよう、正しい理解と認識を深めるための啓発活動の推進に努めるとともに、人権擁護の視点に基づいた避難所の運営に努めます。

第５章　推進体制

１　推進体制

（１）　本町の取組体制

ア　「周防大島町人権教育推進委員会」（平成 16 年（2004 年）設置）

人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、積極的な人権教育の推進に努めます。

イ　「周防大島町人権施策推進協議会」（平成 21 年（2009 年）設置）

町民一人ひとりの人権が尊重された社会づくりを進めるためにあたって、幅広い人権課題に対応する施策について検討及び協議する組織として設置したもので、本町の人権施策の推進に努めます。

ウ　「周防大島町人権行政庁舎内連絡協議会（平成 19 年（2007 年）設置）

「一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、行政のすべての分野での人権の尊重を念頭においた施策を推進するため設置したもので、総合的な人権施策の推進に取り組みます。

（２）国、県、関係機関等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県等の行政機関及び関係機関等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必要です。このため、山口地方法務局や山口人権擁護委員協議会とともに設立した「山口人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取組が期待されていることから、町民、企業、関係機関等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取組の支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

２　指針の見直し

人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、長期的な視点に立ち推進していく必要があります。このため、成果及び課題などを踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな人権課題などへの対応を図るため、必要に応じて適宜指針の見直しを行います。

人権に関する意識調査（令和４年度実施）について

Ⅰ　調査の概要

１ 調査目的

人権に関する今後の取組を推進していく上での基礎資料を得ることを目的とするため。

２ 調査方法

(1)　調査地域　　周防大島町全域
(2)　調査対象　　18 歳以上の町内居住者の中から、1,000 人を無作為抽出
(3)　調査方法　　郵送配布・回収
(4)　調査時期　　令和５年２月 24 日～令和５年３月 31 日
(5)　回収結果　　有効回収数 400 件（有効回収率 40.0%）

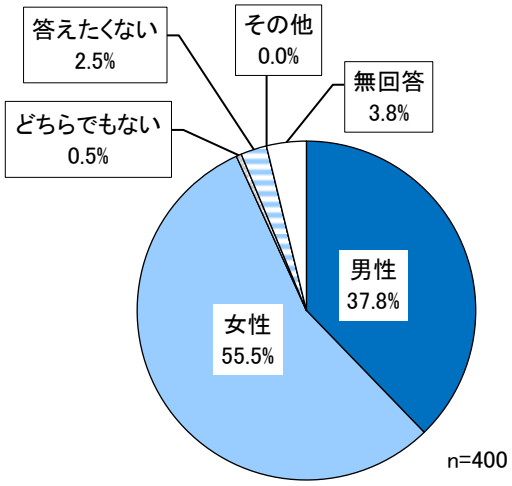
３ 報告書の見方

- 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比（%）で示してある。これらの数値は小数点以下第２位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が 100.0%とならない場合がある。
- ２つ以上の回答（複数回答）を求めた質問では、回答比率の合計が 100.0%を超えることがある。
- グラフ中の「ｎ」は質問に対する回答数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

Ⅱ　調査結果

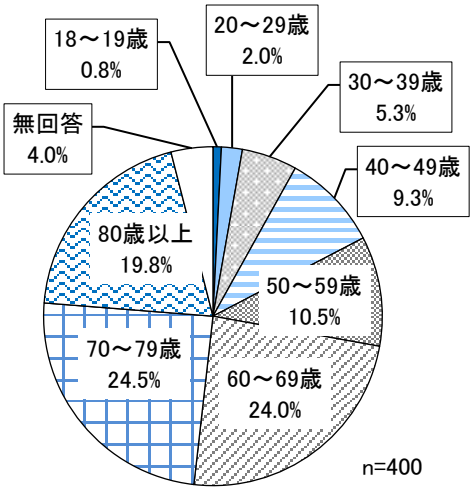
1　属性

（1）性別



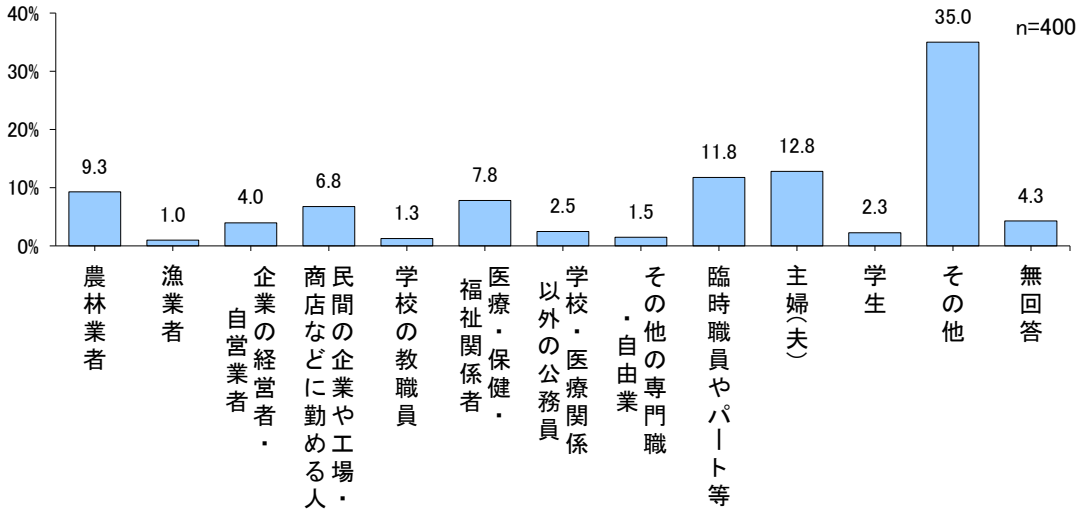
	回答数	割合
男性	151	37.8%
女性	222	55.5%
どちらでもない	2	0.5%
答えたくない	10	2.5%
その他	－	－
無回答	15	3.8%
全体	400	100.0%

（2）年齢



	回答数	割合
18～19歳	3	0.8%
20～29歳	8	2.0%
30～39歳	21	5.3%
40～49歳	37	9.3%
50～59歳	42	10.5%
60～69歳	96	24.0%
70～79歳	98	24.5%
80歳以上	79	19.8%
無回答	16	4.0%
全体	400	100.0%

（3）職業



	農林業者	漁業者	企業の経営者・自営業者	民間の企業や工場・商店などに勤める人	学校の教職員	医療・保健・福祉関係者	学校・医療関係以外の公務員
回答数	37	4	16	27	5	31	10
割合	9.3%	1.0%	4.0%	6.8%	1.3%	7.8%	2.5%

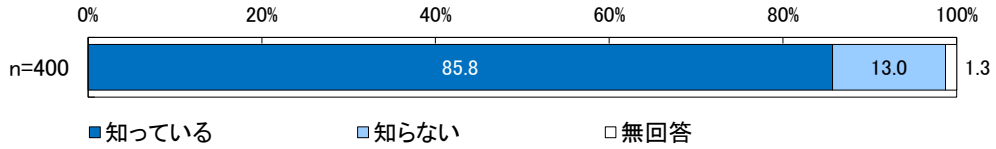
	その他の専門職・自由業	臨時職員やパート等	主婦(夫)	学生	その他	無回答	全体
回答数	6	47	51	9	140	17	400
割合	1.5%	11.8%	12.8%	2.3%	35.0%	4.3%	100.0%

2　人権についての意識や考え方

（1）基本的人権について

問１　あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。（✓は１つ）

【基本的人権が憲法で保障されていることの認知度】

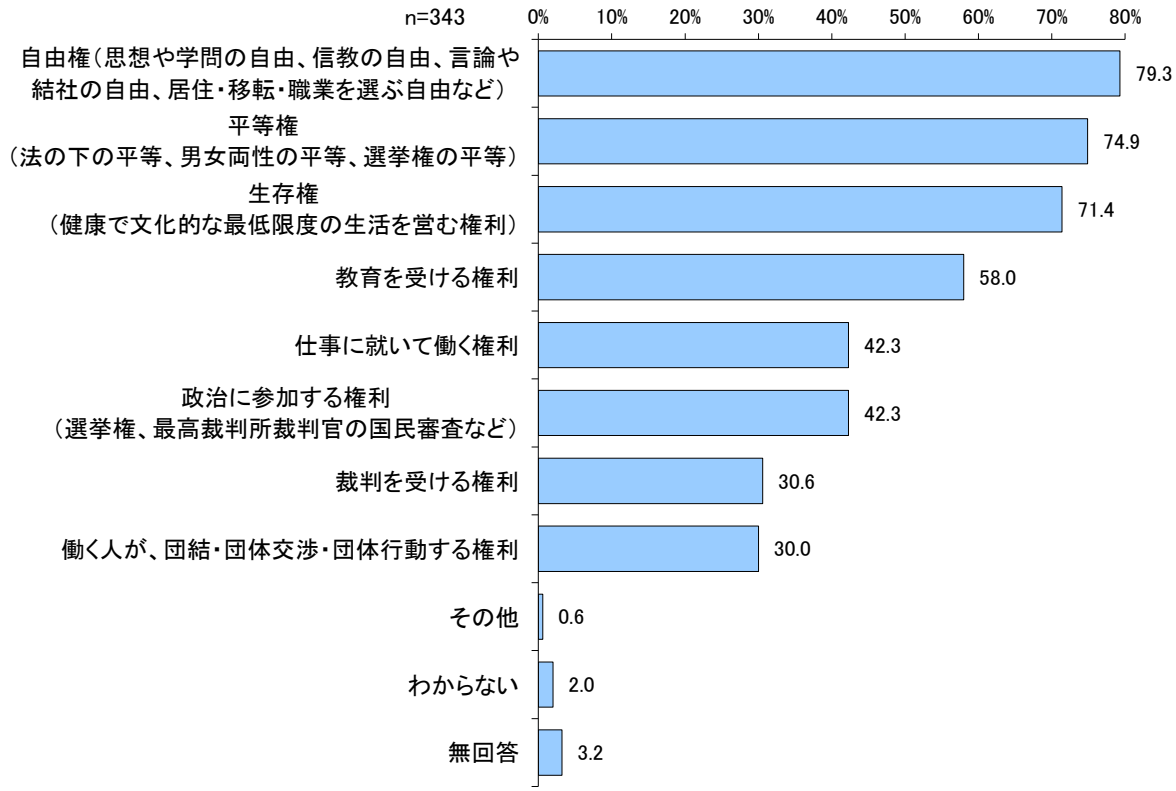


基本的人権が憲法で保障されていることの認知度について、「知っている」と回答した人の割合が 85.8%、「知らない」と回答した人の割合が 13.0%となっている。

問１で「１　知っている」と回答した人のみ回答

問１－２　憲法で保障されている基本的人権のうち、あなたが日常生活の中で、特に関心をもっているものはどれですか。（✓はいくつでも）

【特に関心のある基本的人権の内容】

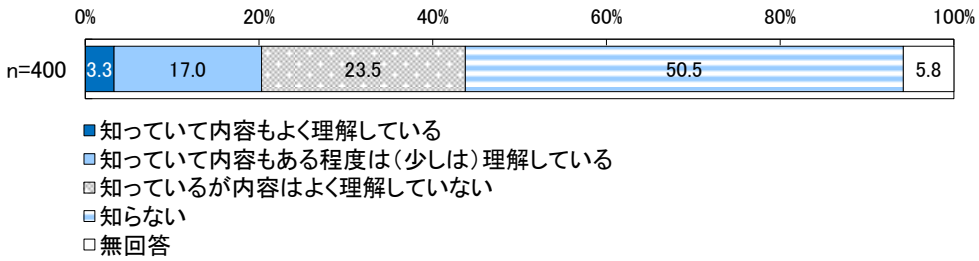


特に関心のある基本的人権の内容について、「自由権（思想や学問の自由、信教の自由、言論や結社の自由、居住・移転・職業を選ぶ自由など）」と回答した人の割合が 79.3％と最も高く、「平等権（法の下の平等、男女両性の平等、選挙権の平等）」（74.9％）、「生存権（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）」（71.4％）が続いている。

（2）「山口県人権推進指針」の認知度

問２　周防大島町では、「山口県人権推進指針」に基づき、人権に関する諸施策を総合的に推進しています。あなたはこの「山口県人権推進指針」を知っていますか。（✓は１つ）

【「山口県人権推進指針」の認知度】

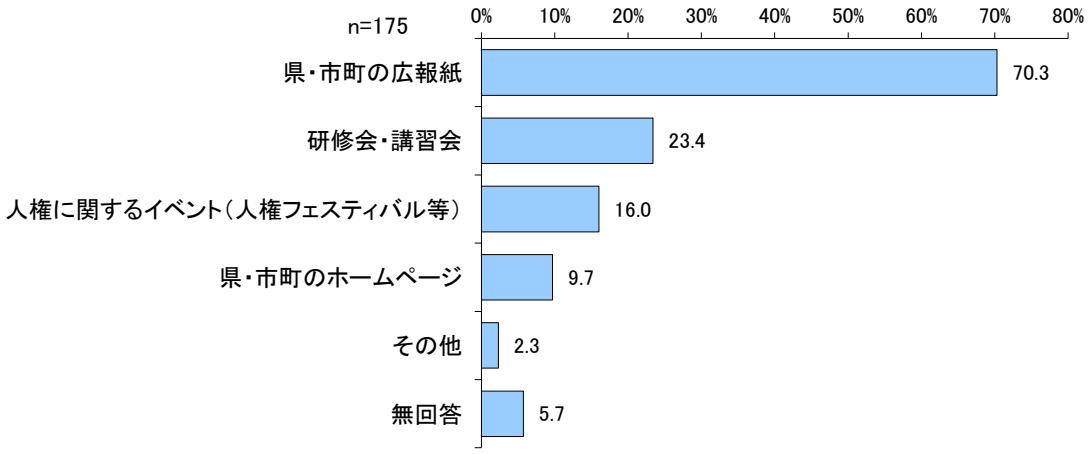


「山口県人権推進指針」の認知度について、『知っていて内容も理解している』（「知っていて内容もよく理解している」+「知っていて内容もある程度は（少しは）理解している」）と回答した人の割合が 20.3％、「知っているが内容はよく理解していない」と回答した人の割合が 23.5％、「知らない」と回答した人の割合が 50.5％となっている。

問２で「１　知っていて内容もよく理解している」・「２　知っていて内容もある程度は（少しは）理解している」・「３　知っているが内容はよく理解していない」と回答した人のみ回答

問２－２（１）あなたが、山口県人権推進指針を知ったきっかけは何からですか。 （✓はいくつでも）

【「山口県人権推進指針」を知ったきっかけ】

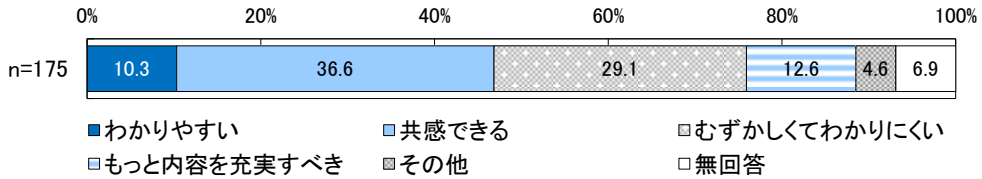


「山口県人権推進指針」を知ったきっかけについて、「県・市町の広報紙」と回答した人の割合が 70.3％と最も高く、次いで「研修会・講習会」（23.4％）となっている。

問２で「１　知っていて内容もよく理解している」・「２　知っていて内容もある程度は（少しは）理解している」・「３　知っているが内容はよく理解していない」と回答した人のみ回答

問２－２（２）山口県人権推進指針について、どのように思いましたか。（✓は１つ）

【「山口県人権推進指針」に関して思うこと】



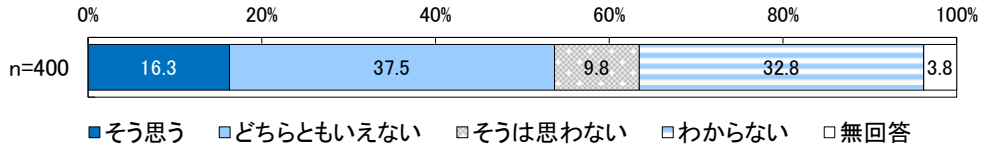
「山口県人権推進指針」に関して思うことについて、「わかりやすい」と回答した人の割合が 10.3％、「共感できる」と回答した人の割合が 36.6％、「むずかしくてわかりにくい」と回答した人の割合が 29.1％、「もっと内容を充実すべき」と回

答した人の割合が 12.6%となっている。

（3）周防大島町の人権が尊重された町としての評価

問３　今の周防大島町は、10 年前と比べて、人権が尊重された町になっていると思いますか。
あなたの気持ちに一番近いものをお答えください。（✓は１つ）

【周防大島町の人権が尊重された町としての評価】

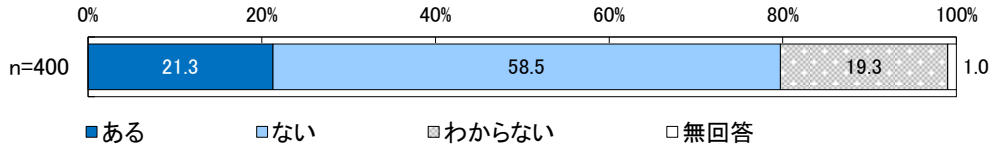


周防大島町の人権が尊重された町としての評価について、「人権が尊重された町だと思う（そう思う）」と回答した人の割合が 16.3%、「人権が尊重された町だと思わない（そうは思わない）」と回答した人の割合が 9.8%、「どちらともいえない」と回答した人の割合が 37.5%となっている。

（4）人権が侵害された経験

問４　あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（✓は１つ）

【人権が侵害された経験の有無】

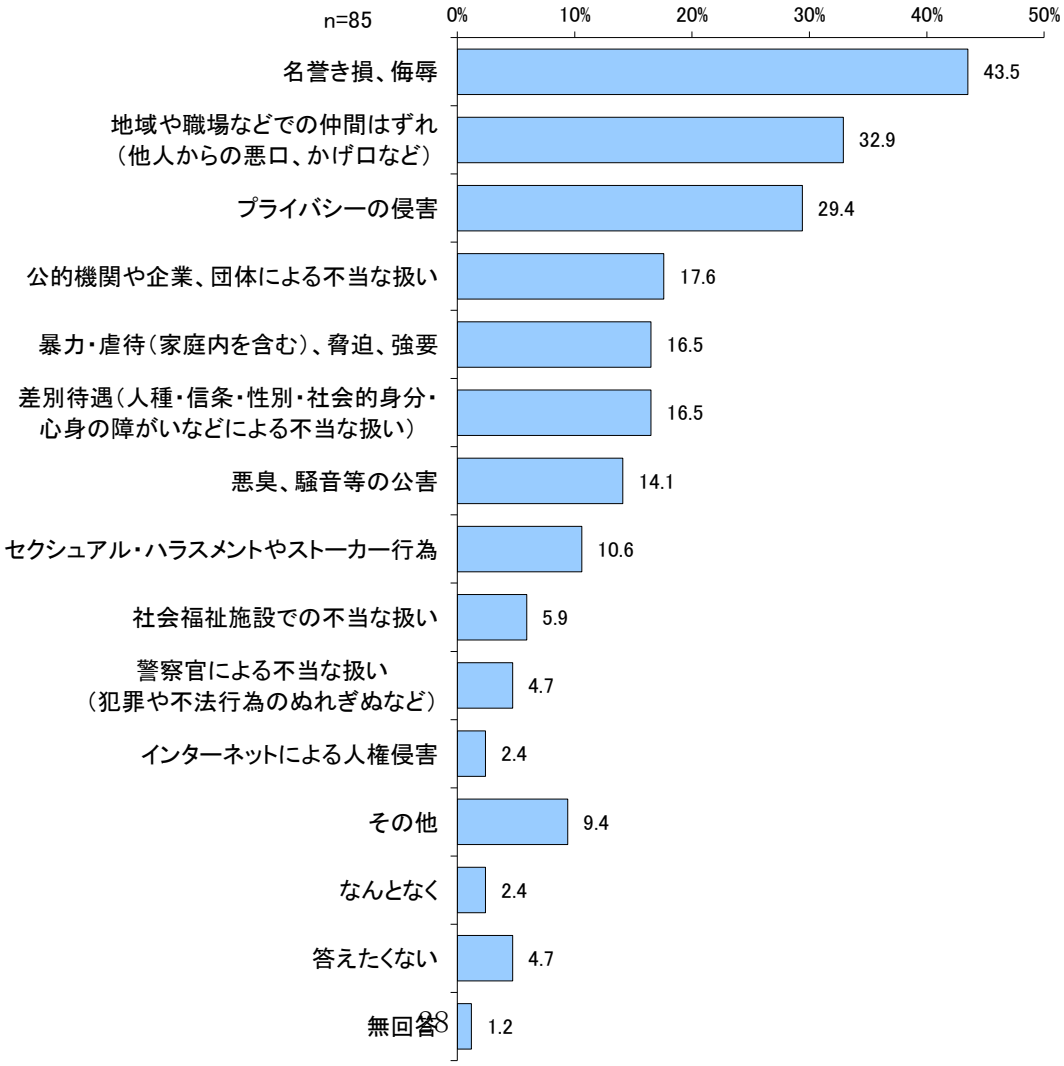


人権が侵害された経験の有無について、「ある」と回答した人の割合が 21.3%、「ない」と回答した人の割合が 58.5%となっている。

問４で「１　ある」と回答した人のみ回答

問４－２（１）あなたが侵害されたと思った内容はどのようなものでしたか。（✓はいくつでも）

【人権が侵害された内容】

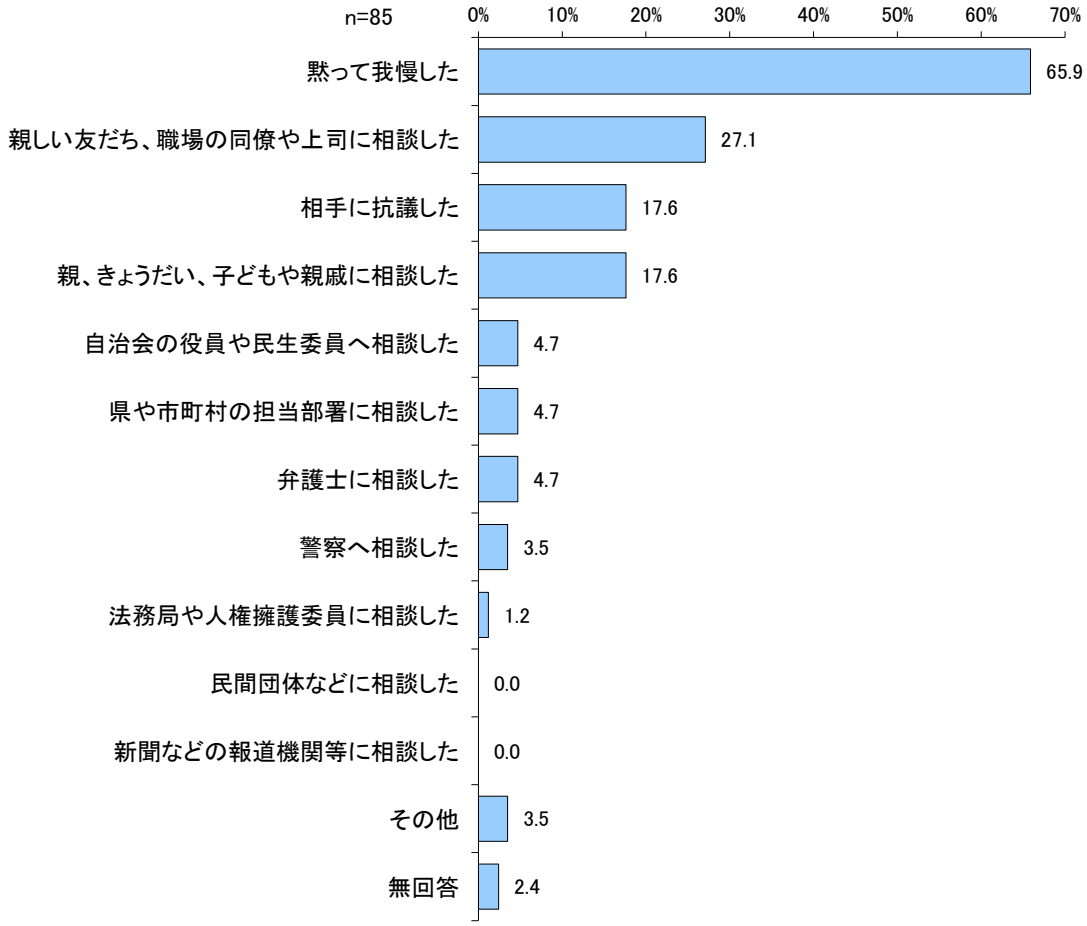


人権が侵害された内容について、「名誉き損、侮辱」と回答した人の割合が 43.5%と最も高く、「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」（32.9%）、「プライバシーの侵害」（29.4%）が続いている。

問４で「１　ある」と回答した人のみ回答

問４－２（２）そのとき、あなたはどうされましたか。（✓はいくつでも）

【人権が侵害された時の対処】



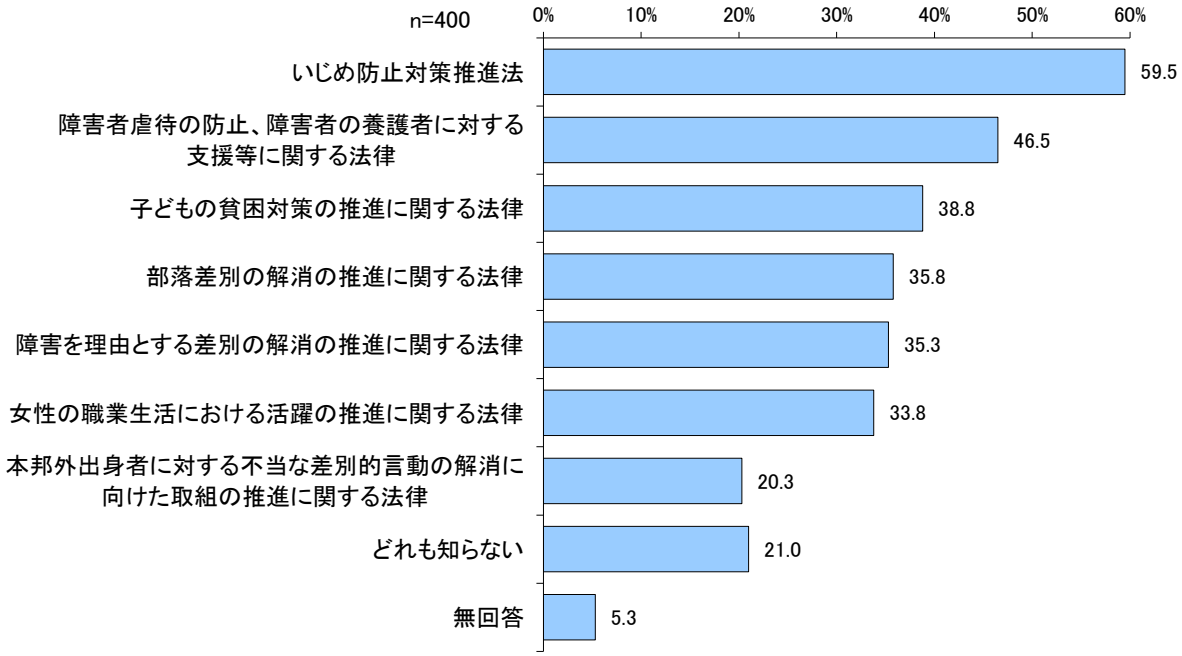
人権が侵害された時の対処について、「黙って我慢した」と回答した人の割合が65.9%と最も高く、「親しい友だち、職場の同僚や上司に相談した」（27.1%）、「相手に抗議した」、「親、きょうだい、子どもや親戚に相談した」（17.6%）が続いている。

3 新たに施行された人権に関する法律について

（1）新たに施行された人権に関する法律の認知状況

問５　あなたは、以下の法律が施行されたことを知っていますか。（知っているもの全てに✓）

【新たに施行された人権に関する法律の認知状況】



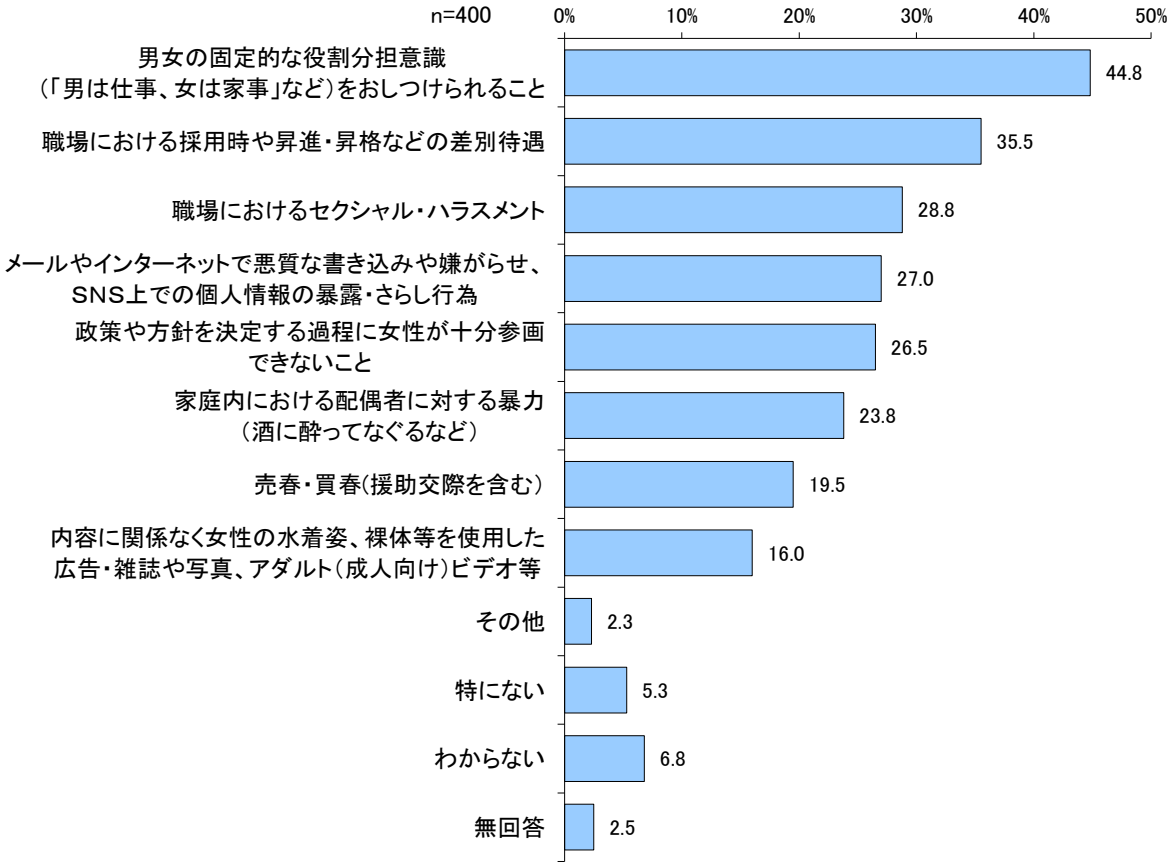
新たに施行された人権に関する法律の認知状況について、「いじめ防止対策推進法」と回答した人の割合が 59.5%と最も高く、次いで「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（46.5%）となっている。

4　人権について

（1）女性の人権について

問６　あなたは、女性に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。
（✓は３つまで）

【女性の人権に関して問題があると思われること】

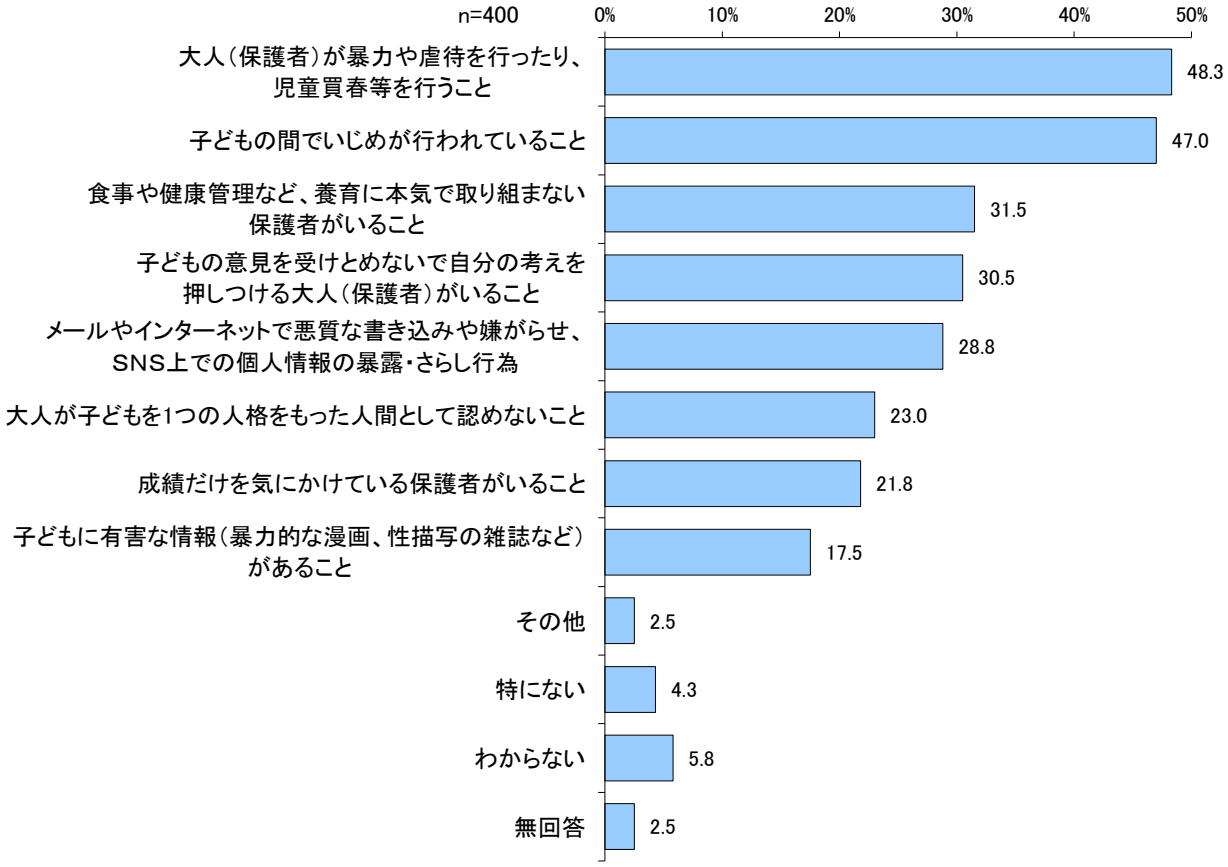


女性の人権に関して問題があると思われることについて、「男女の固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家事」など）をおしつけられること」と回答した人の割合が 44.8％と最も高く、次いで「職場における採用時や昇進・昇格などの差別待遇」（35.5％）となっている。

（2）子どもの人権について

問７　あなたは、子どもに関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は３つまで）

【子どもの人権に関して問題があると思われること】

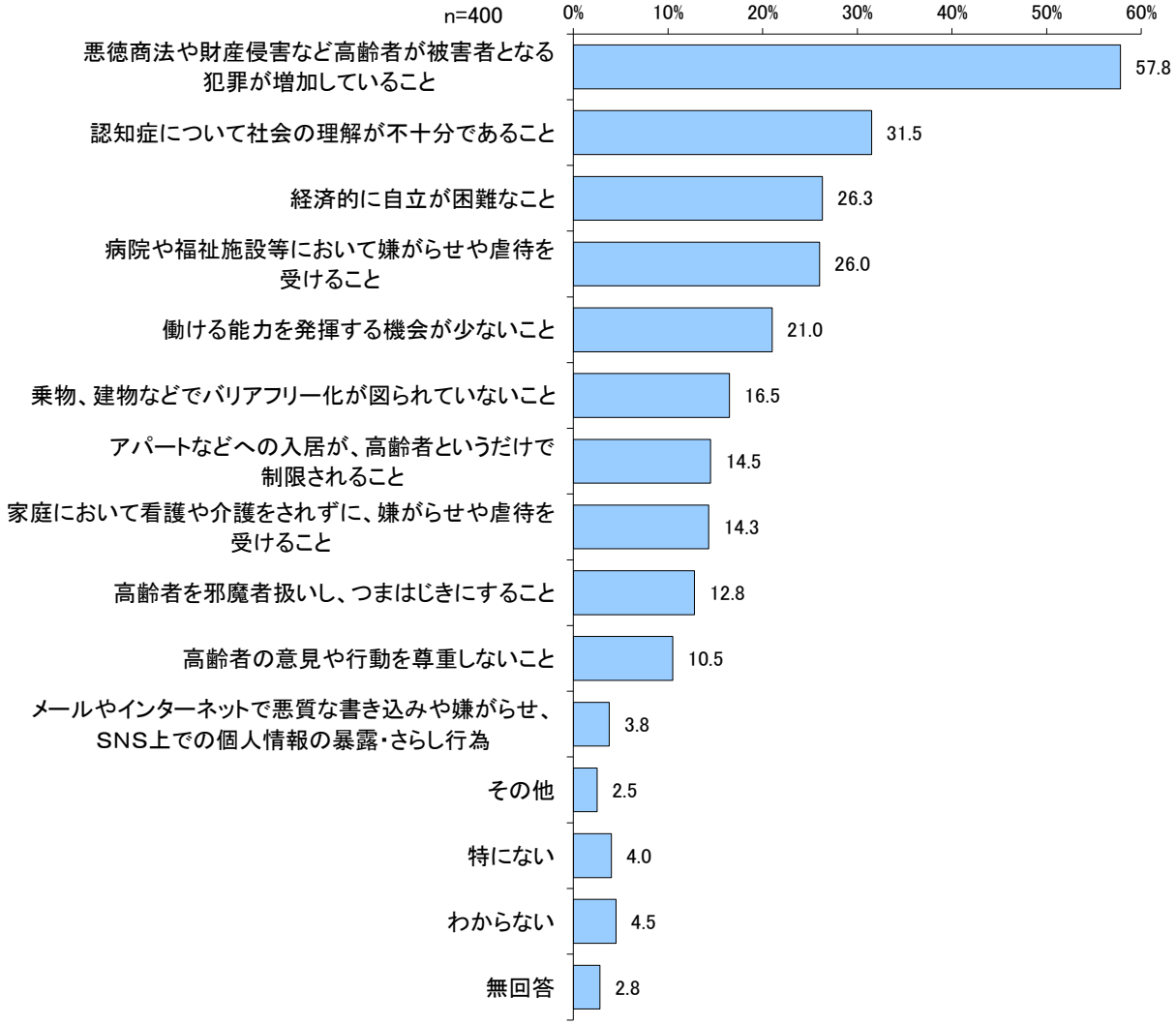


子どもの人権に関して問題があると思われることについて、「大人（保護者）が暴力や虐待を行ったり、児童買春等を行うこと」と回答した人の割合が 48.3%と最も高く、次いで「子どもの間でいじめが行われていること」（47.0%）となっている。

（3）高齢者の人権について

問８　あなたは、高齢者に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は３つまで）

【高齢者の人権に関して問題があると思われること】

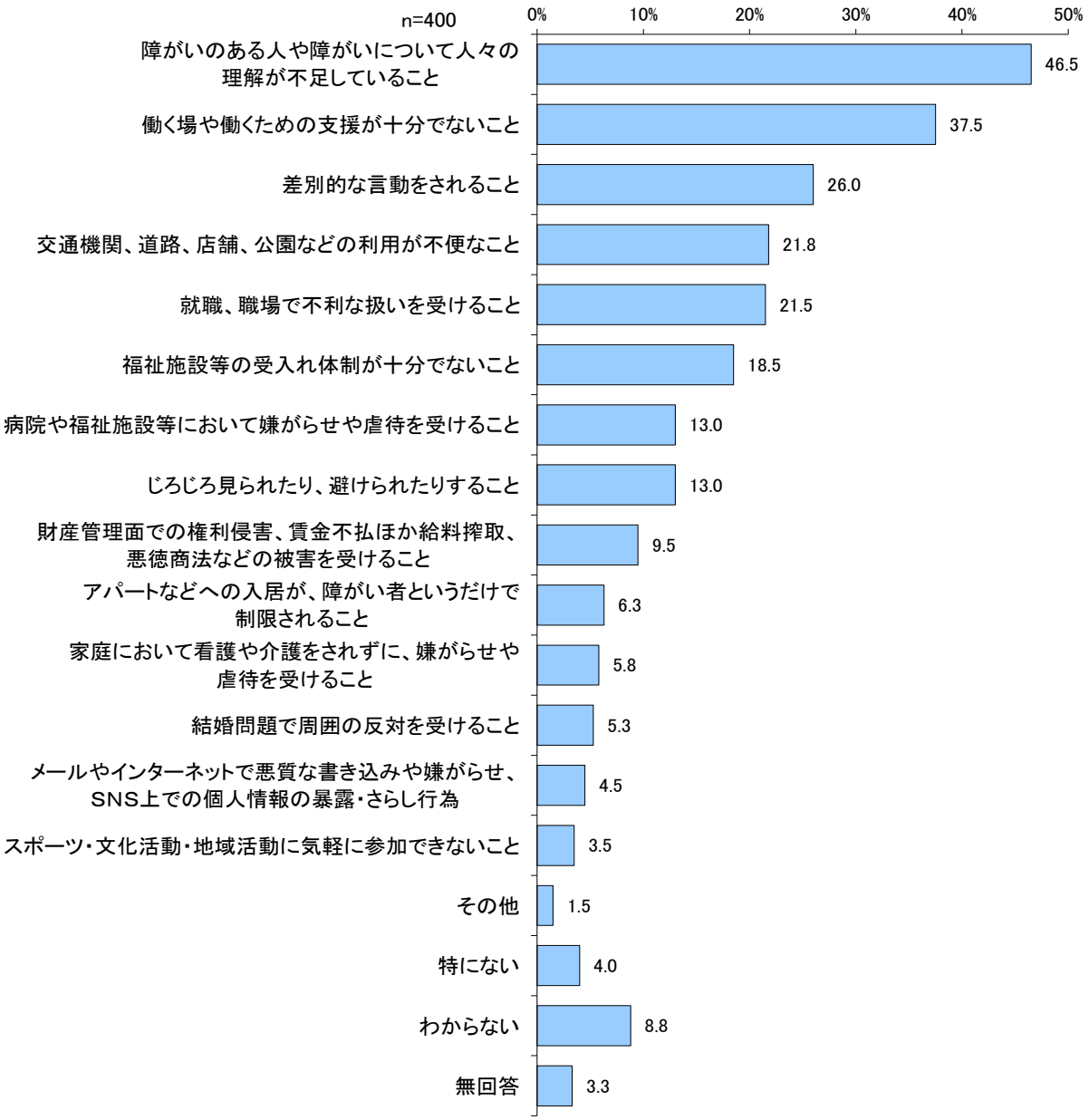


高齢者の人権に関して問題があると思われることについて、「悪徳商法や財産侵害など高齢者が被害者となる犯罪が増加していること」と回答した人の割合が57.8％と最も高く、次いで「認知症について社会の理解が不十分であること」（31.5％）となっている。

（4）障がいがある人の人権について

問９　あなたは、障がいのある人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は３つまで）

【障がいがある人の人権に関して問題があると思われること】

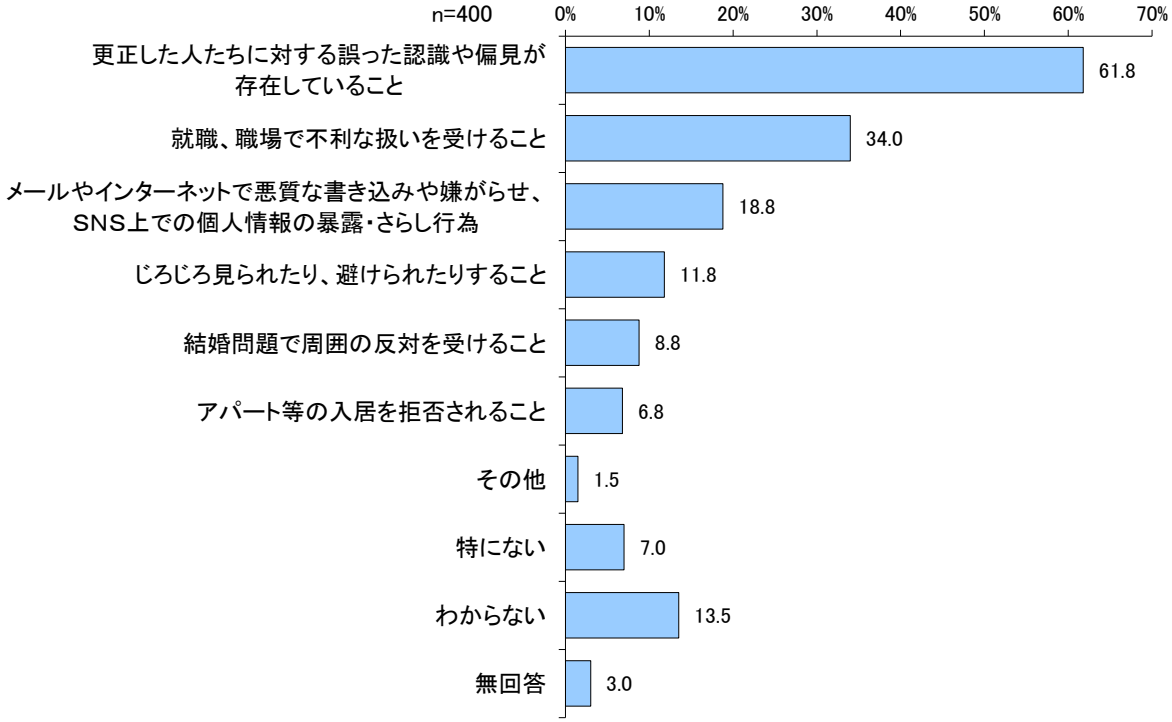


障がいがある人の人権に関して問題があると思われることについて、「障がいのある人や障がいについて人々の理解が不足していること」と回答した人の割合が46.5%と最も高く、次いで「働く場や働くための支援が十分でないこと」(37.5%)となっている。

（5）罪や非行を犯した人の人権について

問 10　あなたは、罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会の一員として立ち直ろうとする場合、どのような問題があると思われますか。（✓は２つまで）

【罪や非行を犯した人の人権に関して問題があると思われること】

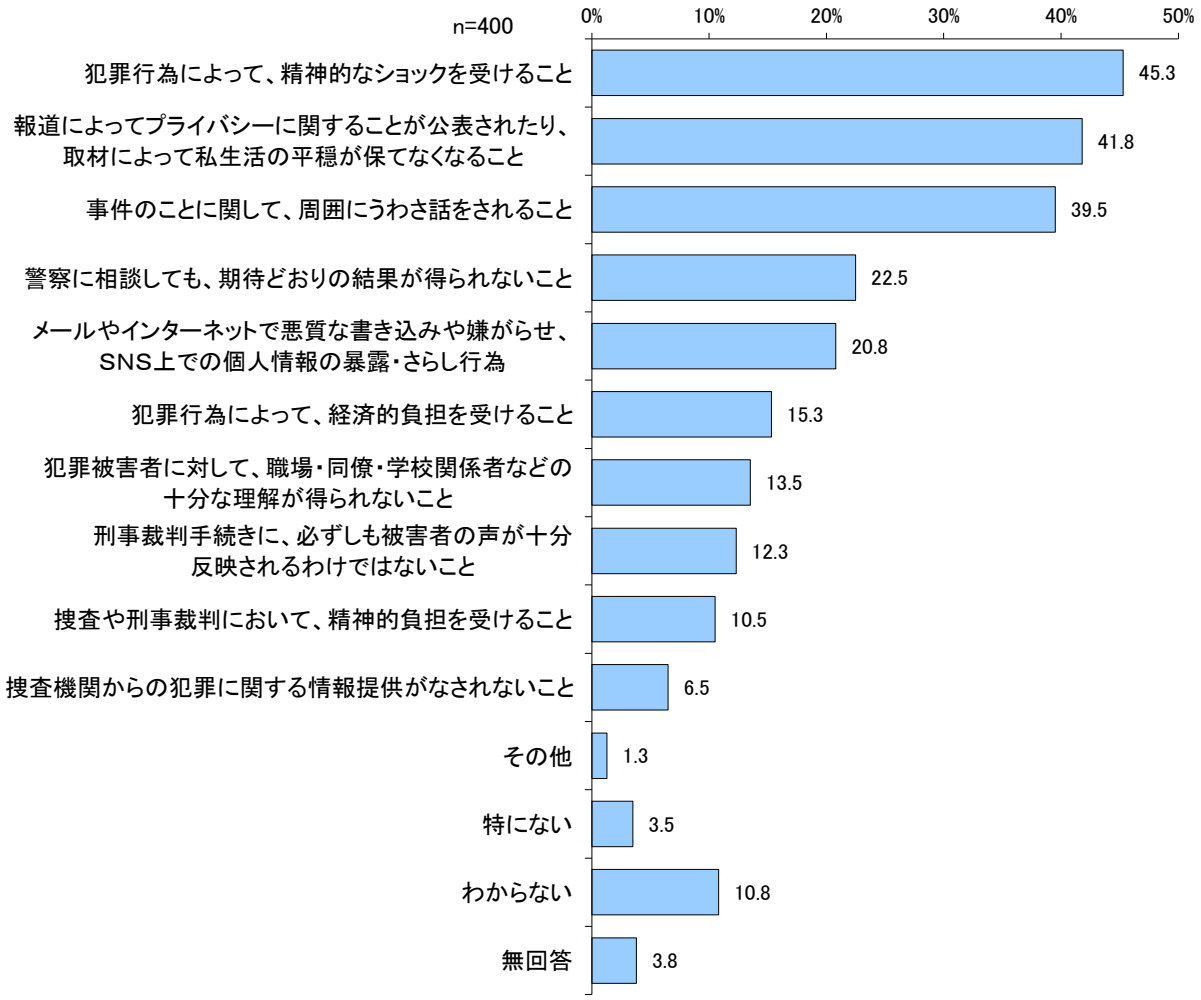


罪や非行を犯した人の人権に関して問題があると思われることについて、「更正した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」と回答した人の割合が 61.8%と最も高く、次いで「就職、職場で不利な扱いを受けること」(34.0%)となっている。

（6）犯罪被害者の人権について

問 11　あなたは、犯罪被害者についてのことがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は３つまで）

【犯罪被害者の人権に関して問題があると思われること】

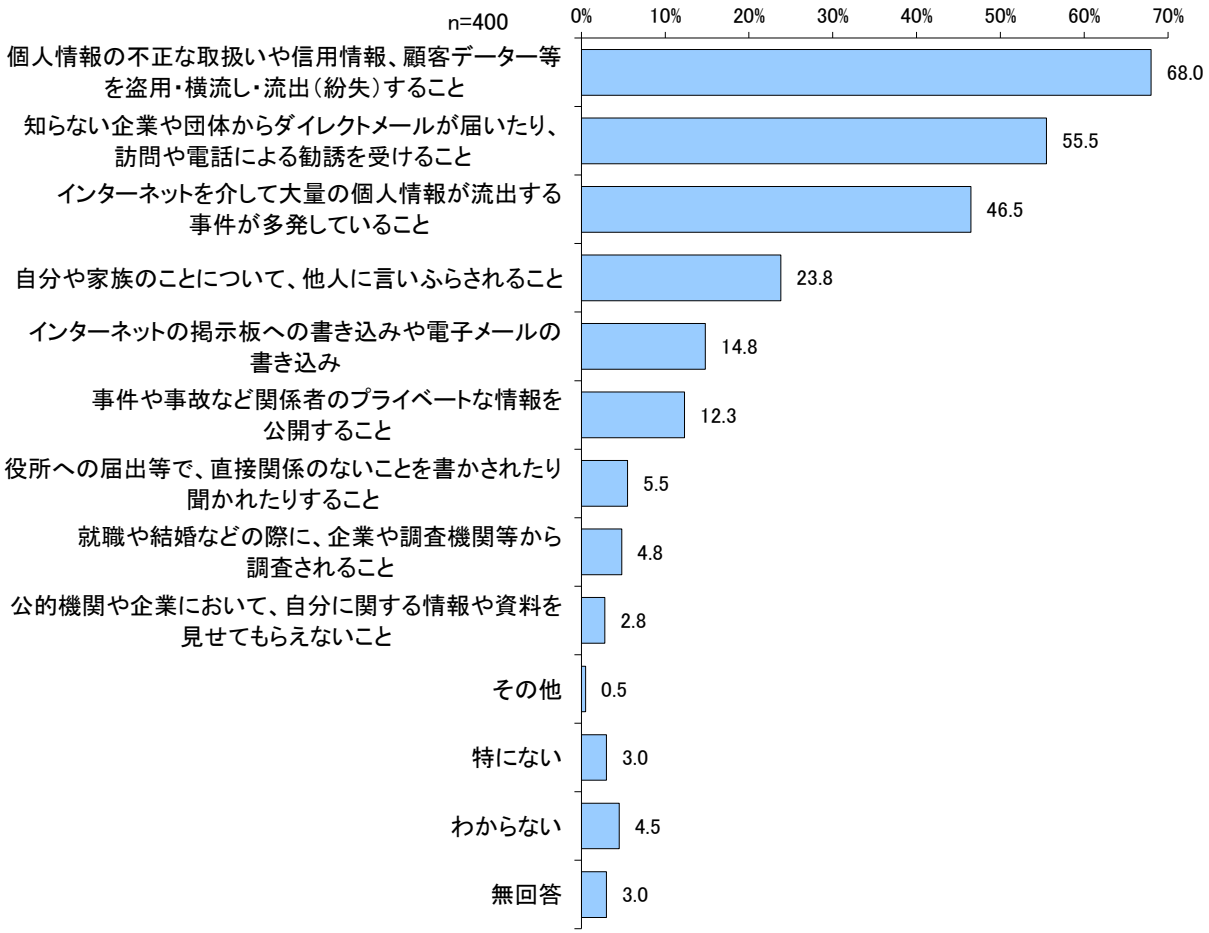


犯罪被害者の人権に関して問題があると思われることについて、「犯罪行為によって、精神的なショックを受けること」と回答した人の割合が 45.3％と最も高く、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」（41.8％）、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」（39.5％）が続いている。

（7）プライバシーの保護について

問 12　あなたは、プライバシーの保護に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。（✓は３つまで）

【プライバシーの保護に関して問題があると思われること】

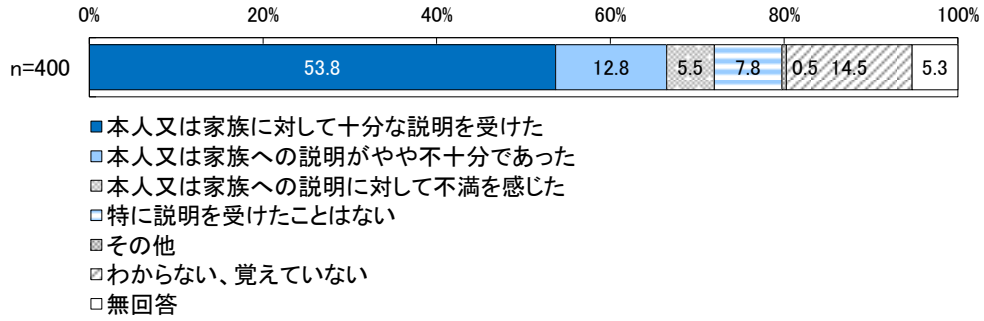


プライバシーの保護に関して問題があると思われることについて、「個人情報の不正な取扱いや信用情報、顧客データー等を盗用・横流し・流出（紛失）すること」と回答した人の割合が 68.0％と最も高く、「知らない企業や団体からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」（55.5％）、「インターネットを介して大量の個人情報が流出する事件が多発していること」（46.5％）が続いている。

（8）インフォームド･コンセントについて

問 13　「インフォームド・コンセント」（治療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療をすること。）が患者の権利として重視されていますが、あなたがこれまでに受けた医療機関の対応は、次のうちどれに近いですか。（✓は１つ）

【これまでに受けた「インフォームド・コンセント」について】

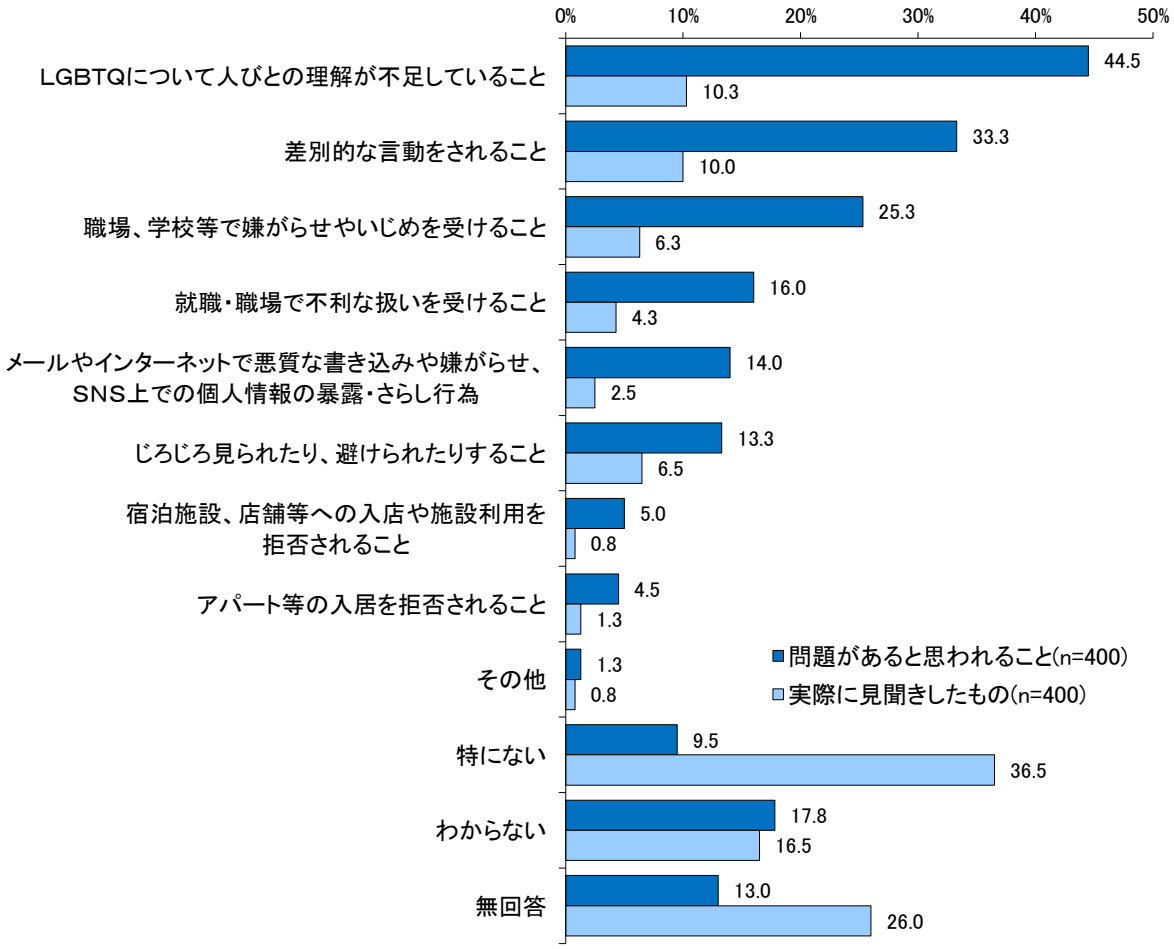


これまでに受けた「インフォームド・コンセント」について、「本人又は家族に対して十分な説明を受けた」と回答した人の割合が 53.8%となっており、説明が十分でないと感じている人（「本人又は家族への説明がやや不十分であった」+「本人又は家族への説明に対して不満を感じた」+「特に説明を受けたことはない」）の割合は 26.1%となっている。

（9）LGBTQに関する人権について

問 14　あなたは、LGBTQ（L（レズビアン：女性同性愛者）、G（ゲイ：男性同性愛者）、B（バイセクシャル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：生まれたときに割り当てられた性別と性自認が異なる人）、Q（クエスチョニングまたはクイア：性的指向や性自認が定まらない人））に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。また、あなたが、過去５年間に、実際に見聞きしたものがありますか。（✓は３つまで）

【LGBTQ に関する人権について】



LGBTQ に関する人権について、問題があると思われることとしては、「LGBTQ について人びとの理解が不足していること」と回答した人の割合が 44.5％と最も高く、「差別的な言動をされること」（33.3％）、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（25.3％）が続いている。

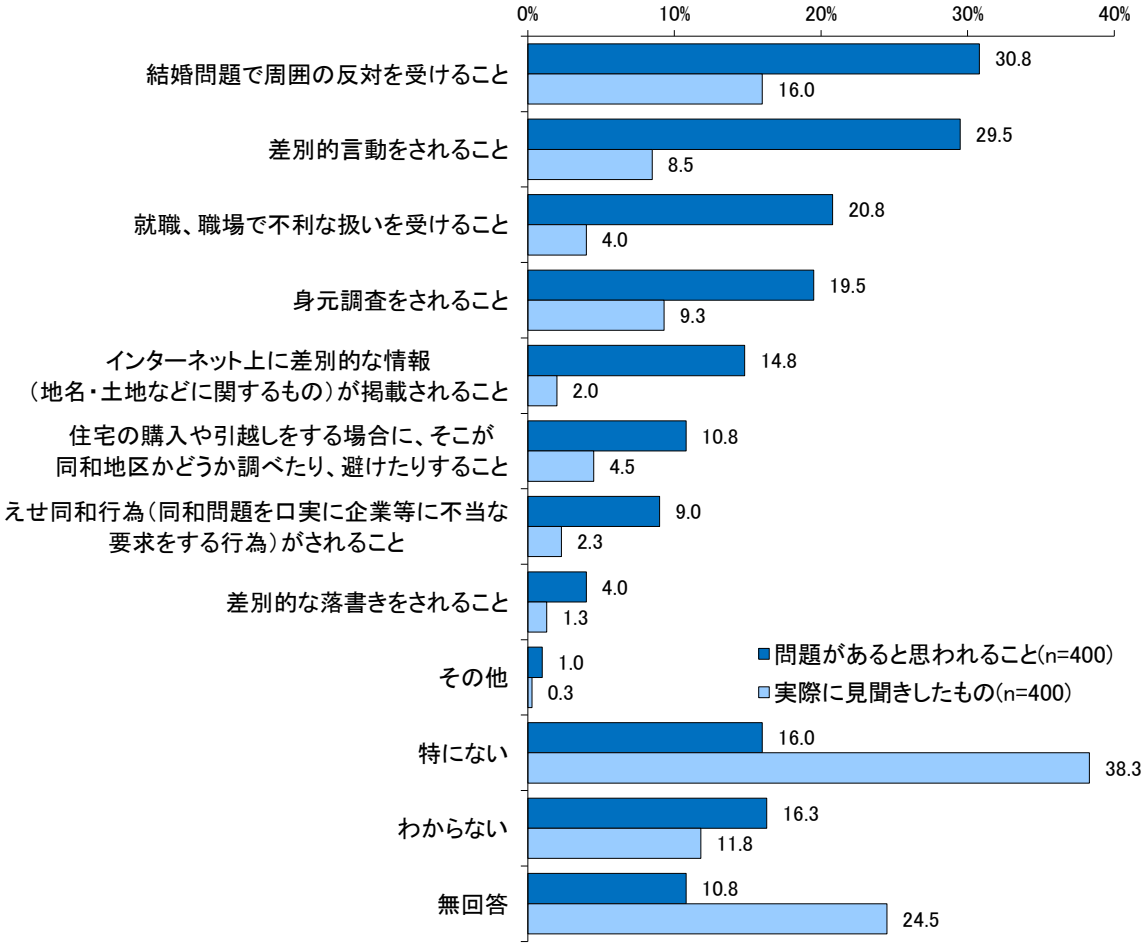
実際に見聞きしたものとしては、「LGBTQ について人びとの理解が不足していること」、「差別的な言動をされること」と回答した人の割合が１割を超えている。

（10）同和問題について

問 15　あなたは、同和問題に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。また、あなたが、過去５年間に、実際に見聞きしたものがありますか。

（✓は３つまで）

【同和問題について】



同和問題について、問題があると思われることとしては、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答した人の割合が 30.8%と最も高く、「差別的言動をされること」(29.5%)、「就職、職場で不利な扱いを受けること」(20.8%)、「身元調査をされること」(19.5%) が続いている。

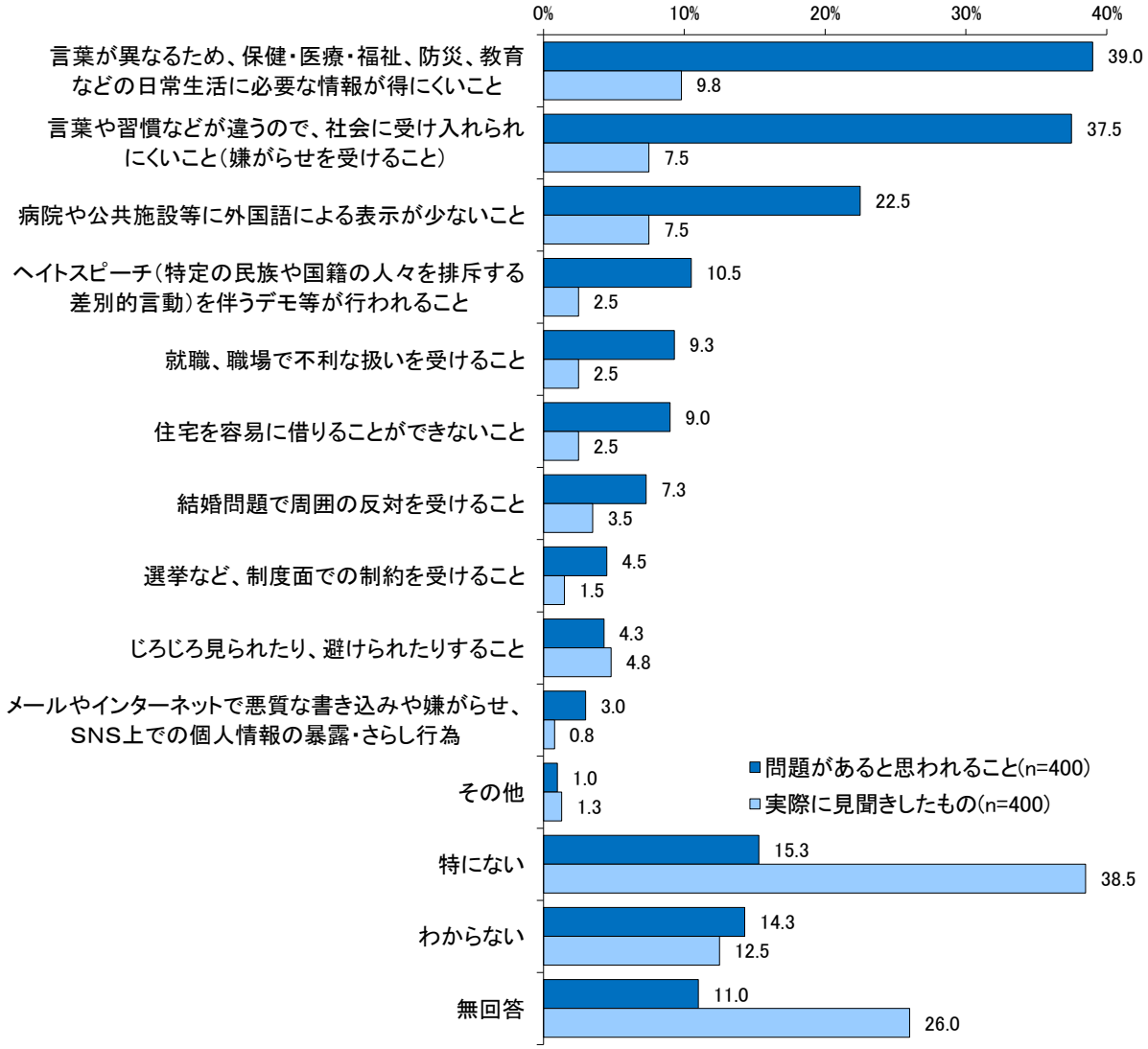
実際に見聞きしたものとしては、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答した人の割合が 16.0%と最も高く、「身元調査をされること」(9.3%)、「差別的言動をされること」(8.5%) が続いている。

（11）外国人の人権について

問 16　あなたは、外国人に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。また、あなたが、過去５年間に、実際に見聞きしたものがありますか。

（✓は３つまで）

【外国人の人権について】



外国人の人権について、問題があると思われることとしては、「言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」と回答した人の割合が 39.0％と最も高く、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと（嫌がらせを受けること）」（37.5％）、「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」（22.5％）、が続いている。

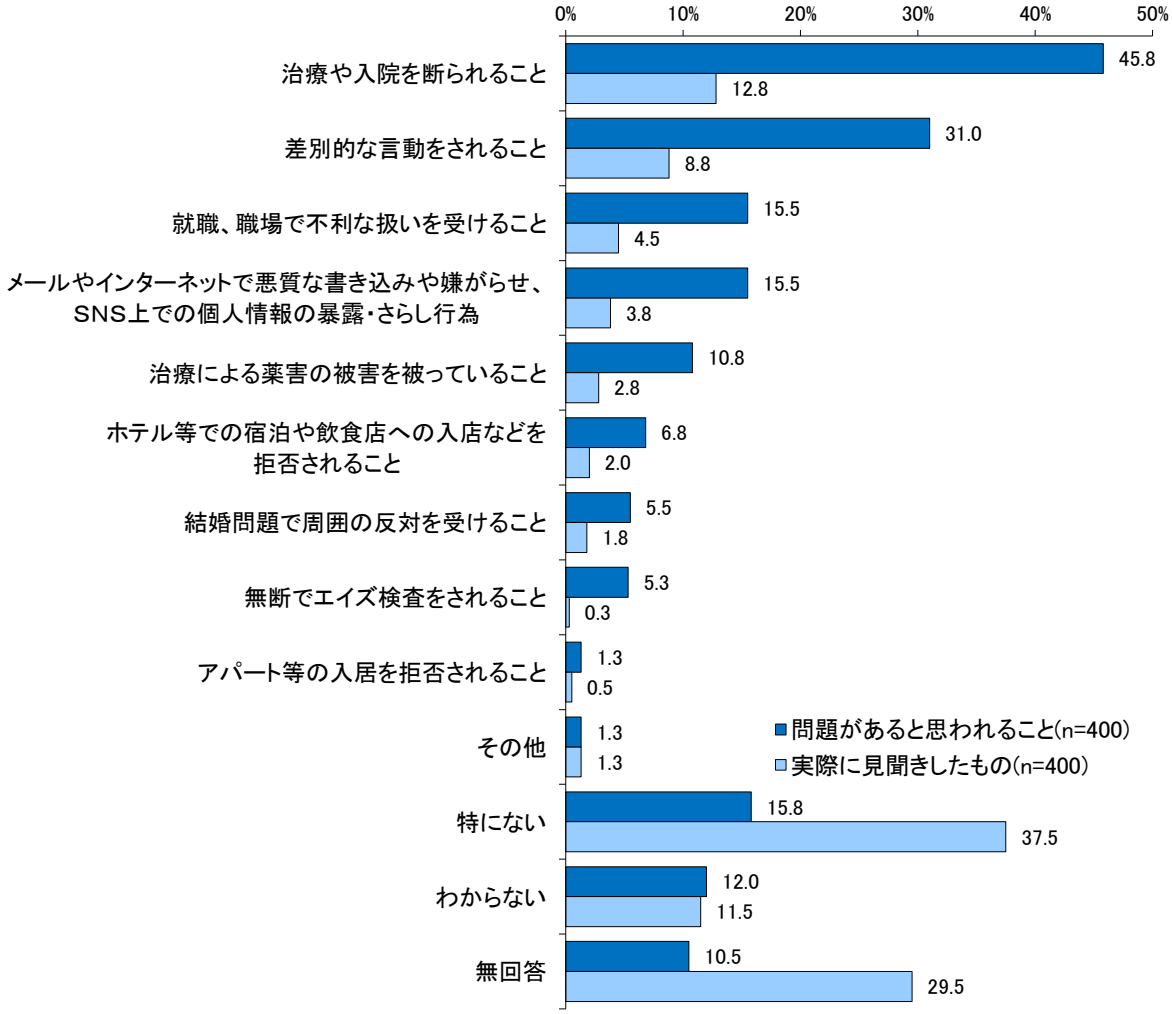
実際に見聞きしたものとしては、「言葉が異なるため、保健・医療・福祉、防災、

教育などの日常生活に必要な情報が得にくいこと」と回答した人の割合が 9.8%と最も高く、「言葉や習慣などが違うので、社会に受け入れられにくいこと（嫌がらせを受けること」、「病院や公共施設等に外国語による表示が少ないこと」(7.5%)が続いている。

（12）感染症患者等の人権について

問 17　あなたは、感染症患者等（HIV 感染者・新型コロナウイルス感染者・患者等）に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。また、あなたが、過去５年間に、実際に見聞きしたものがありますか。（✓は３つまで）

【感染症患者等の人権について】



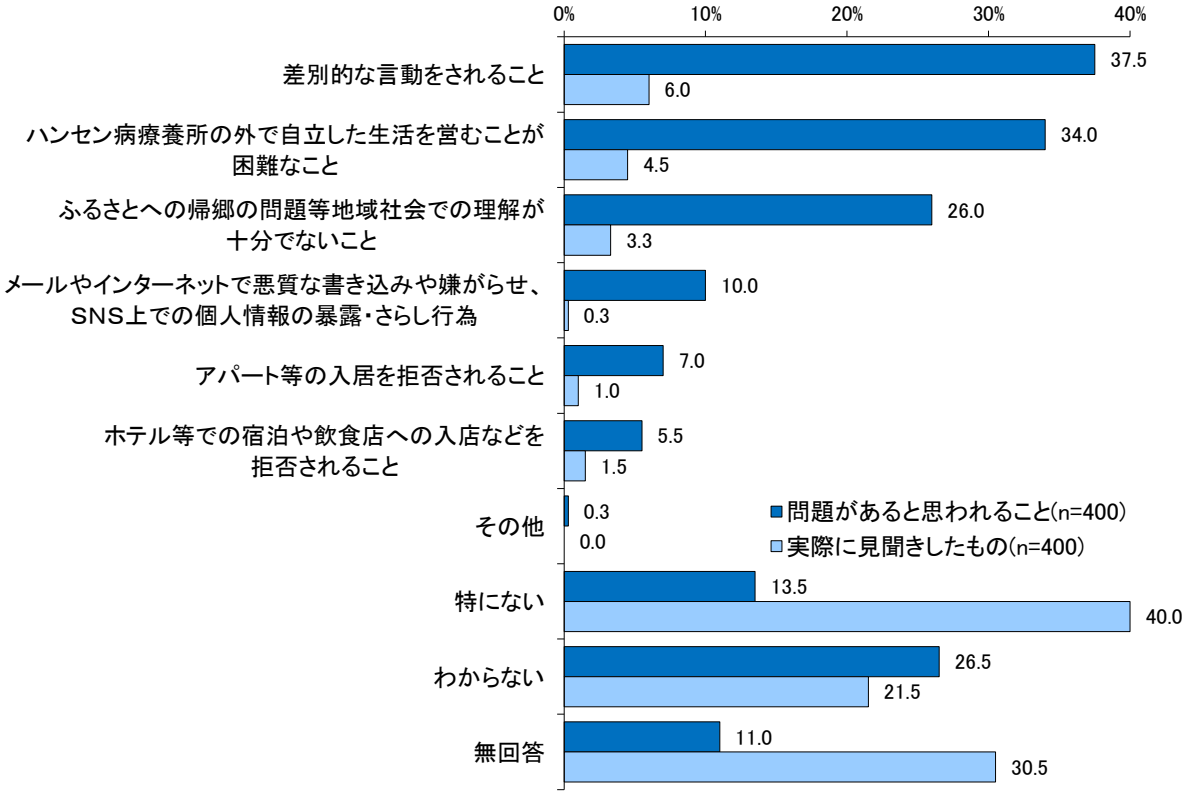
感染症患者等の人権について、問題があると思われることとしては、「治療や入院を断られること」と回答した人の割合が 45.8%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」（31.0%）となっている。

実際に見聞きしたものとしては、「治療や入院を断られること」と回答した人の割合が 12.8%と最も高く、次いで「差別的な言動をされること」（8.8%）となっている。

（13）ハンセン病問題について

問 18　あなたは、ハンセン病問題（ハンセン病患者・元患者とその家族）に関することがらで、問題があると思われるのはどのようなことですか。また、あなたが、過去５年間に、実際に見聞きしたものがありますか。（✓は３つまで）

【ハンセン病問題について】



ハンセン病問題について、問題があると思われることとしては、「差別的な言動をされること」と回答した人の割合が 37.5％と最も高く、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」（34.0％）、「ふるさとへの帰郷の問題等地域社会での理解が十分でないこと」（26.0％）が続いている。

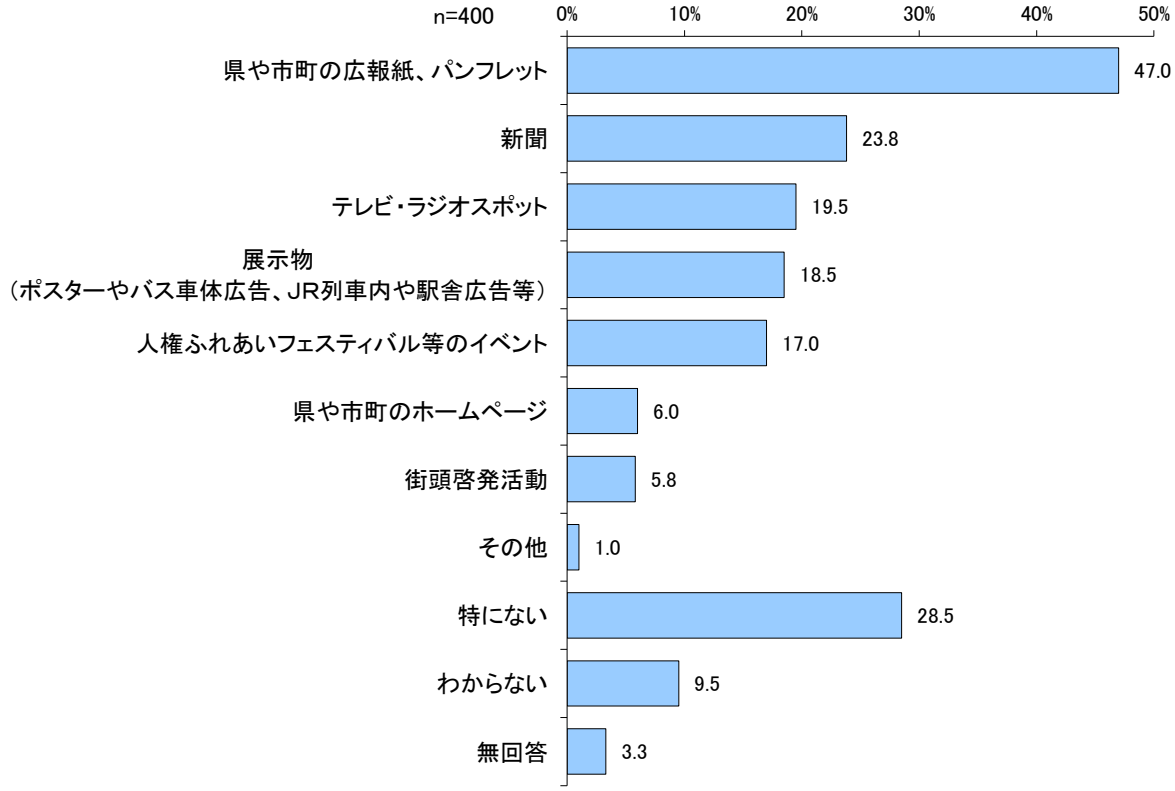
実際に見聞きしたものとしては、「差別的な言動をされること」と回答した人の割合が 6.0％と最も高く、次いで「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」（4.5％）となっている。

5 周防大島町の人権に関する取組について

（1）県や市町が実施した行事への参加や、人権問題に関連した記事等の閲覧経験

問 19　周防大島町では、人権に関する施策を総合的に推進していますが、あなたは、これまでに県又は市町が実施した次のような行事に参加したり、人権問題に関連した記事等を見たり読んだりした経験がありますか。（✓はいくつでも）

【県や市町が実施した行事への参加や、人権問題に関連した記事等の閲覧経験】

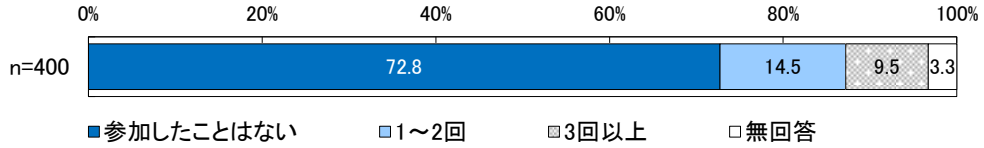


県や市町が実施した行事への参加や、人権問題に関連した記事等の閲覧経験について、「県や市町の広報紙、パンフレット」と回答した人の割合が 47.0％と最も高く、「新聞」（23.8％）、「テレビ・ラジオスポット」（19.5％）、「展示物（ポスターやバス車体広告、ＪＲ列車内や駅舎広告等）」（18.5％）、「人権ふれあいフェスティバル等のイベント」（17.0％）が続いている。

（2）県や市町、職場、民間団体等が実施した講演会等への参加経験

問 20　あなたは、県や市町のほか、職場や民間団体等が実施した講演会・研修会・学習会等に、過去５年間で何回参加されたことがありますか。

【県や市町、職場、民間団体等が実施した講演会等への参加経験】

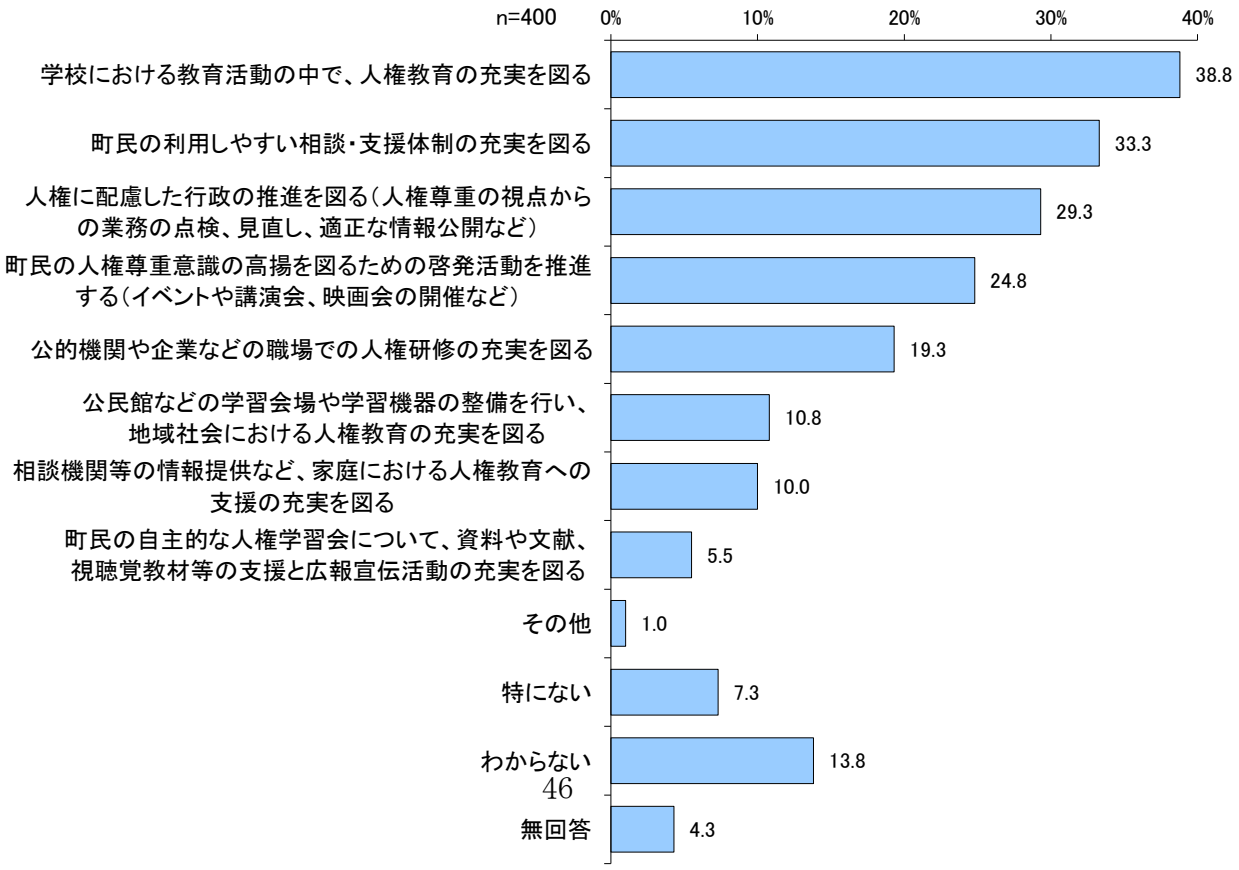


県や市町、職場、民間団体等が実施した講演会等への参加経験について、『参加したことがある』(「１～２回」＋「３回以上」) と回答した人の割合が 24.0%、「参加したことはない」と回答した人の割合が 72.8%となっている。

（3）力を入れるとよいと思う人権に関する取組の条件整備

問 21　あなたは、今後、人権に関する取組として、どのような条件整備に力を入れていけばよいと思われますか。（✓は３つまで）

【力を入れるとよいと思う人権に関する取組の条件整備】

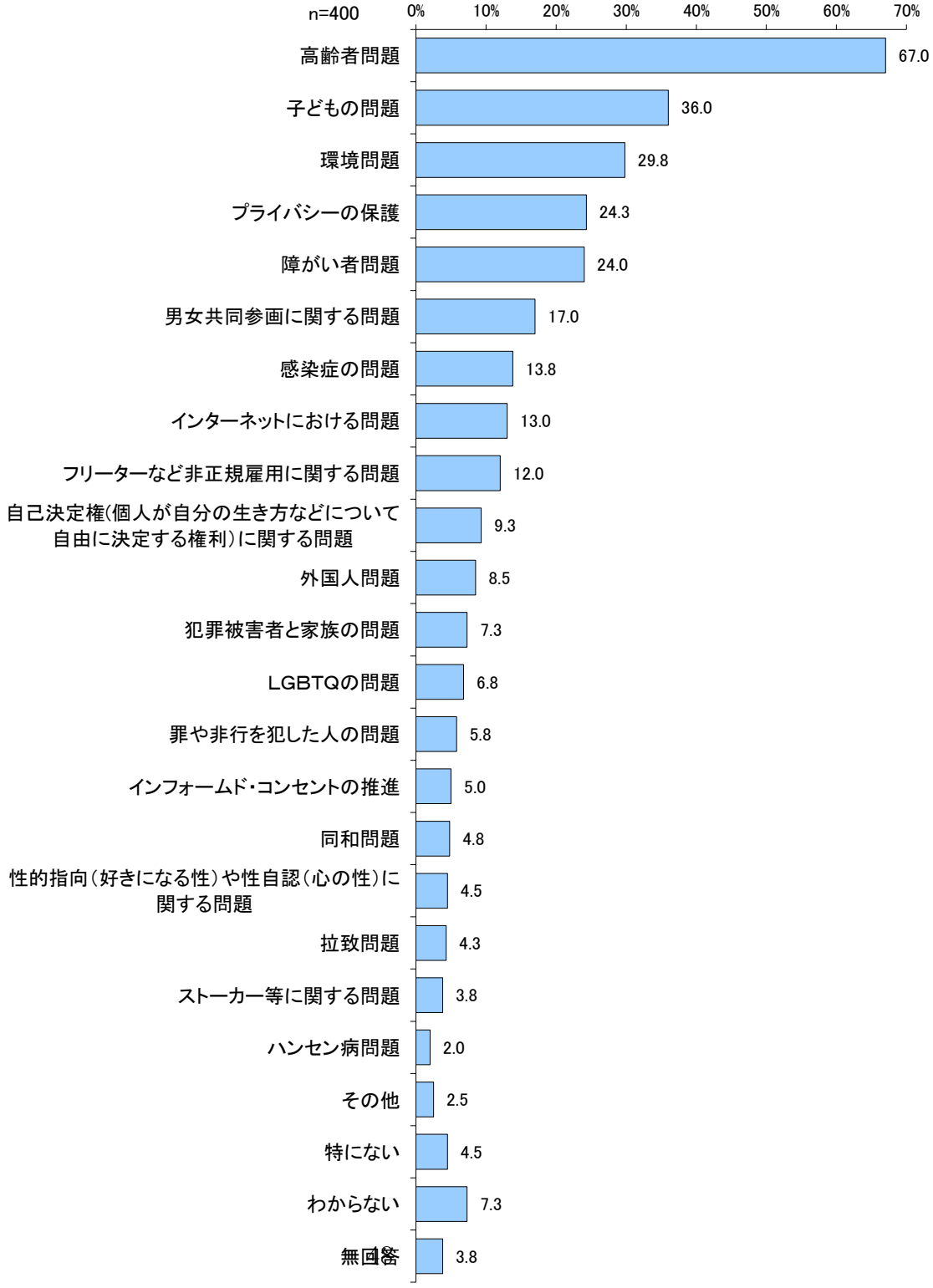


力を入れるとよいと思う人権に関する取組の条件整備について、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」と回答した人の割合が 38.8%と最も高く、「町民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」(33.3%)、「人権に配慮した行政の推進を図る（人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など)」(29.3%)、「町民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する（イベントや講演会、映画会の開催など)」(24.8%）が続いている。

（4）周防大島町が取り組むべき人権に関する課題

問 22　あなたは、人権に関わる課題として、周防大島町がどのような問題に力をいれて取り組んでいく必要があると思われますか。（✓はいくつでも）

【周防大島町が取り組むべき人権に関する課題】



周防大島町が取り組むべき人権に関する課題について、「高齢者問題」と回答した人の割合が 67.0%と最も高く、次いで「子どもの問題」（36.0%）となっている。

用語解説

セクシュアルハラスメント	広義では、「他の者を不快にさせるような性的な言動」を指す。男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。
パワーハラスメント	令和元年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて事業主に防止措置を講じることを義務付け、併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止された。また、同法に基づき厚生労働省が令和２年に定めた指針において、「職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの」とされ、パワーハラスメントの代表的な類型として「イ　身体的な攻撃（暴行・傷害）」、「ロ　精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）」、「ハ　人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）」、「ニ　過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）」、「ホ　過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）」、「ヘ　個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）」が示された。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な成年者について、本人の財産や権利を守ることを目的として援助者（成年後見人等）を選ぶ法的制度。
部落差別（同和問題）	国は、「部落差別は同和問題に関する差別」として人権教育・啓発白書等で使用している。

インフォームド・コンセント	医療行為の過程で、医療従事者が、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うこと。
ハンセン病	「らい菌」に感染することで起こる感染症。「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。
ストーカー	同一の者に対し、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等を反復して行う人。（ストーカー行為等の規制等に関する法律第２条）
自己決定権	一定の個人的なことがらについて、個人が自ら決定することのできる権利。国際人権規約には、「すべての人民は自決の権利を有する。」と表記されている。
アイヌの人々	国においては、平成 19 年（2007 年）９月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成 21 年（2009 年）７月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しており、令和元年（2019 年）５月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められている。
山口県人権啓発活動ネットワーク協議会	山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する人権啓発推進組織。

参考資料

○「世界人権宣言」（外務省 HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/
○「人種差別撤廃条約」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/
○「国際人権規約」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html
○「女子差別撤廃条約」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html
○「児童の権利に関する条約」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/
○「障害者の権利に関する条約」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
○「ビジネスと人権に関する指導原則」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html
○「持続可能な開発目標実施指針」（外務省 HP）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html
○「人権擁護施策推進法」（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370548.htm
○「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370550.htm
○「人権救済制度の在り方について」（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_010525.html
○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1318152.htm
○「人権 教育・啓発に関する基本計画」（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370575.htm
○「人権 教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（法務省 HP）
https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html
○「山口県人権推進指針」（山口県 HP）
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/36/14902.html